

# 福岡県公報

平成23年3月9日

第 3 2 2 8 号

## 目 次

告 示 (第404号 - 第423号)

土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	..... 2
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	..... 3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	..... 5
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	..... 6
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	..... 6
市の境界変更	(市町村支援課)	..... 6
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 6
道路の供用の開始	(道路維持課)	..... 7
都市計画事業の認可	(公園街路課)	..... 7
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	..... 7
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 7
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 8

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 9
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....10
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....10
公 告		
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	.....10
一般競争入札の実施	(システム管理課)	.....12
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	.....14
一般競争入札の実施	(システム管理課)	.....16
選挙管理委員会		
古賀市長選挙における当選の効力に関する審査申立てに対する裁決	(市町村支援課)	.....18
監 査 委 員		
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	.....20
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	.....46
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	.....49
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	.....53
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	.....57
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	.....60
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	.....63
監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	.....70
監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	.....73
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	.....77

公安委員会

意見募集の結果の公示 (警察本部生活環境課) .....95

意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活環境課) .....95

収用委員会

土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管 (用地課) .....95

告 示

福岡県告示第404号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
的野川2	糟屋郡新宮町の野(別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流
的野川1	糟屋郡新宮町の野(別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流
寺浦川	糟屋郡新宮町立花口(別紙図面3に示す区域のとおり)	土石流
佐屋沢	糟屋郡新宮町立花口(別紙図面4に示す区域のとおり)	土石流
屋敷川	糟屋郡新宮町立花口(別紙図面5に示す区域のとおり)	土石流
中屋敷川	糟屋郡新宮町立花口(別紙図面6に示す区域のとおり)	土石流
中屋敷川2	糟屋郡新宮町立花口(別紙図面7に示す区域のとおり)	土石流
園沢	糟屋郡新宮町立花口(別紙図面8に示す区域のとおり)	土石流

天神川	糟屋郡新宮町立花口及び原上(別紙図面9に示す区域のとおり)	土石流
住吉沢	糟屋郡新宮町原上(別紙図面10に示す区域のとおり)	土石流
平山谷	糟屋郡新宮町原上(別紙図面11に示す区域のとおり)	土石流
湊	糟屋郡新宮町湊(別紙図面12に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ浦-3	糟屋郡新宮町湊(別紙図面13に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ浦-2	糟屋郡新宮町湊(別紙図面14に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ浦-1	糟屋郡新宮町湊(別紙図面15に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
太郎丸(a)-1	糟屋郡新宮町上府(別紙図面16に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
太郎丸(a)-3	糟屋郡新宮町上府(別紙図面17に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
太郎丸(a)-2	糟屋郡新宮町上府(別紙図面18に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
上府(a)	糟屋郡新宮町上府(別紙図面19に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
太郎丸(b)	糟屋郡新宮町上府(別紙図面20に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
口ノ坪	糟屋郡新宮町上府(別紙図面21に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
的野(a)-1	糟屋郡新宮町の野(別紙図面22に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
的野(a)-2	糟屋郡新宮町の野(別紙図面23に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
的野-1	糟屋郡新宮町の野(別紙図面24に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

的野 - 2	糟屋郡新宮町の野（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺浦(a)	糟屋郡新宮町立花口（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺浦(b) - 1	糟屋郡新宮町立花口（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺浦(b) - 2	糟屋郡新宮町立花口（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺浦(c)	糟屋郡新宮町立花口（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐野(a)	糟屋郡新宮町立花口（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐野(b)	糟屋郡新宮町立花口（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
谷口 - 2	糟屋郡新宮町立花口（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
谷口 - 1	糟屋郡新宮町立花口（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立花口(d)	糟屋郡新宮町立花口（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立花口(a) - 1	糟屋郡新宮町立花口（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立花口(a) - 2	糟屋郡新宮町立花口（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西山(a)	糟屋郡新宮町原上（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西山(b)	糟屋郡新宮町原上（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原上	糟屋郡新宮町原上（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原上(b) - 3	糟屋郡新宮町原上（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

原上(b) - 2	糟屋郡新宮町原上（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原上(b) - 1	糟屋郡新宮町原上（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原上(a) - 3	糟屋郡新宮町原上（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原上(a) - 2	糟屋郡新宮町原上（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原上(a) - 1	糟屋郡新宮町原上（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三代(a) - 1	糟屋郡新宮町三代（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三代(a) - 2	糟屋郡新宮町三代（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から47までは、省略し、その図面を福岡県土整備部砂防課、福岡県土整備事務所及び新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第405号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
的野川1	糟屋郡新宮町の野（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

中屋敷川	糟屋郡新宮町立花口 (別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
園沢	糟屋郡新宮町立花口 (別紙図面3に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
天神川	糟屋郡新宮町立花口 及び原上(別紙図面4 に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
住吉沢	糟屋郡新宮町原上(別紙図面5 に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
湊	糟屋郡新宮町湊(別紙図面6 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
西ノ浦 - 3	糟屋郡新宮町湊(別紙図面7 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
西ノ浦 - 2	糟屋郡新宮町湊(別紙図面8 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面8に記載する表のとおり
西ノ浦 - 1	糟屋郡新宮町湊(別紙図面9 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表のとおり
太郎丸(a) - 1	糟屋郡新宮町上府(別紙図面10 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面10に記載する表のとおり
太郎丸(a) - 3	糟屋郡新宮町上府(別紙図面11 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面11に記載する表のとおり
太郎丸(a) - 2	糟屋郡新宮町上府(別紙図面12 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表のとおり

上府(a)	糟屋郡新宮町上府(別紙図面13 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり
太郎丸(b)	糟屋郡新宮町上府(別紙図面14 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり
口ノ坪	糟屋郡新宮町上府(別紙図面15 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり
的野(a) - 1	糟屋郡新宮町の野(別紙図面16 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
的野(a) - 2	糟屋郡新宮町の野(別紙図面17 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
的野 - 1	糟屋郡新宮町の野(別紙図面18 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
的野 - 2	糟屋郡新宮町の野(別紙図面19 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
寺浦(a)	糟屋郡新宮町立花口(別紙図面20 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
寺浦(b) - 1	糟屋郡新宮町立花口(別紙図面21 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
寺浦(b) - 2	糟屋郡新宮町立花口(別紙図面22 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
寺浦(c)	糟屋郡新宮町立花口(別紙図面23 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり

佐野(a)	糟屋郡新宮町立花口 (別紙図面24に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表のとおり
佐野(b)	糟屋郡新宮町立花口 (別紙図面25に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
谷口 - 1	糟屋郡新宮町立花口 (別紙図面26に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
立花口(d)	糟屋郡新宮町立花口 (別紙図面27に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
立花口(a) - 1	糟屋郡新宮町立花口 (別紙図面28に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
立花口(a) - 2	糟屋郡新宮町立花口 (別紙図面29に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり
西山(a)	糟屋郡新宮町原上 (別紙図面30に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
西山(b)	糟屋郡新宮町原上 (別紙図面31に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
原上	糟屋郡新宮町原上 (別紙図面32に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
原上(b) - 3	糟屋郡新宮町原上 (別紙図面33に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
原上(b) - 2	糟屋郡新宮町原上 (別紙図面34に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり

原上(b) - 1	糟屋郡新宮町原上 (別紙図面35に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり
原上(a) - 3	糟屋郡新宮町原上 (別紙図面36に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
原上(a) - 2	糟屋郡新宮町原上 (別紙図面37に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
原上(a) - 1	糟屋郡新宮町原上 (別紙図面38に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
三代(a) - 1	糟屋郡新宮町三代 (別紙図面39に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
三代(a) - 2	糟屋郡新宮町三代 (別紙図面40に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から40では、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県土整備事務所及び新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第406号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンモール直方
- (2) 所在地 福岡県直方市湯野原2丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第407号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンモール直方
- (2) 所在地 福岡県直方市湯野原2丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第408号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 コジマNEW福岡春日店
- (2) 所在地 福岡県春日市須玖北1丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第409号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、平成23年3月1日から春日市と大野城市との境界を次のように変更した。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 大野城市のうち次の区域を春日市に編入する。

町	地番
月の浦2丁目	2の2、2の3、15の1から15の11まで、15の14

2 春日市のうち次の区域を大野城市に編入する。

大字	地番
下白水	10の11、12の1から12の5まで、13の8から13の10まで、13の12、16の2、16の3、17の1、17の2、17の7、17の11から17の26まで、141の21、141の26から141の37まで、181の8、181の19から181の24まで、205の17

福岡県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)

八女	県道	八瀬女高線	前	筑後市大字津島1461番先 から 筑後市大字津島1022番8 先まで	3.7 ~ 12.2	1,385.6
			前	同上	14.6 ~ 24.0	1,649.2
			後	同上	3.7 ~ 12.2	1,385.6
			後	同上	14.6 ~ 24.0	1,649.2

福岡県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年3月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八瀬女高線	筑後市大字津島118番2先から 筑後市大字津島654番1先まで

福岡県告示第412号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称  
豊前市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
豊前都市計画道路事業 8・7・1号宇島駅自由通路線及び豊前都市計画駐車場事業 第2号豊前市自動車駐車場
- 3 事業施行期間  
平成23年3月9日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
福岡県豊前市大字八屋地内
  - (2) 使用の部分  
福岡県豊前市大字八屋地内

福岡県告示第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年5月福岡県告示第930号福岡都市計画道路事業7・4・18号渡辺通春吉線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 事業施行期間  
平成21年5月29日から平成26年3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成21年5月福岡県告示第930号の事業地に同じ
  - (2) 使用の部分  
なし

福岡県告示第414号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年12月17日農林水産省告示第2061号（1及び2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに朝倉市役所及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第415号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年12月17日農林水産省告示第2062号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第416号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年12月21日農林水産省告示第2090号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第417号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和41年10月21日農林省告示第1299号（1、2及び4に係るもののうち、重要流域に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。



## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第418号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月3日農林水産省告示第1583号（1に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第419号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月20日農林水産省告示第1516号（4に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第420号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年7月19日農林水産省告示第1205号（1に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第421号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年2月16日農林水産省告示第172号（1から3に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第422号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字篠栗字御田原1535の1、字天狗岩1924の1

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び篠栗

町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南 筑 後	県 道	水 田 大 川 線	前	大川市大字向島1950番地 7先から 大川市大字向島2057番地 1先まで	8.1 ～ 8.3	211.0
			後	同上	12.5 ～ 26.4	211.0

## 公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県行政情報通信ネットワーク管理システムの賃貸借及び保守契約

## 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

## (2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション  
 イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園 7 番 7 号（福岡県庁総合売店内）  
 ウ 電話 092 - 641 - 7838

## (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班  
 イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
 ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

## (4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成23年3月28日（月）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

## 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

## (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

## (2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 調達内容

## (1) 調達役務の名称

福岡県行政情報通信ネットワーク管理システムの賃貸借及び保守

## (2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

## (3) 契約期間

平成23年9月1日から平成28年8月31日まで

詳細は入札説明書による。

## (4) 履行場所

入札説明書による。

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成23年3月28日（月）までに(3)の部局へ提出すること。

## (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）  
 〒812 - 0045 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
 電話番号092 - 641 - 7838

## (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

## (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班  
 〒812 - 8577 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
 電話番号092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ）

平成23年4月19日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具（電気通信機器）	AA
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA
13	11	サービス業種その他（その他）	AA

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総セ第28482号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- (4) 導入するシステムに関し、仕様書に記載の要件等を全て満たしていることを証明できる者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県総務部システム管理課情報基盤班（行政北棟6階）  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号092-643-3194

- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

- (1) 期間

この公告の日から平成23年3月28日（月）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

- (2) 場所

5の部局とする。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 受領期限

平成23年4月19日（火）午後5時00分

- (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

- 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所

5の部局とする。

- (2) 日時

平成23年4月20日（水）午前11時00分

- 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がないもの又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付のないもの又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等  
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature of the service: Letting and hiring and maintenance of network equipment  
The details are described by the manual of this tender.
- (2) Delivery period: From 1 September 2011 through 31 August 2016
- (3) Delivery place: as in the manual of this tender.
- (4) Time limit for tender: 5:00 PM 19 April 2011
- (5) Contact point for the Notice:Fukuoka Prefectural Government Office, 7-7, Higashikoen,Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan. TEL 092-643-3194

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
福岡県本庁基幹ネットワーク機器の賃貸借及び保守契約
- 2 競争入札参加者の資格
  - (1) 競争入札に参加できない者  
ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

## (2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション  
 イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）  
 ウ 電話 092 - 641 - 7838

## (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班  
 イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

## (4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成23年3月28日（月）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

## 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

## (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

## (2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月9日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 調達内容

## (1) 調達役務の名称

福岡県本庁基幹ネットワーク機器の賃貸借及び保守

## (2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

## (3) 契約期間

平成23年11月1日から平成28年10月31日まで

詳細は入札説明書による。

## (4) 履行場所

入札説明書による。

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成23年3月28日（月）までに(3)の部局へ提出すること。

## (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）  
 〒812 - 0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
 電話番号092 - 641 - 7838

## (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

## (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班  
 〒812 - 8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
 電話番号092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ）



平成23年4月19日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具（電気通信機器）	A及びAA
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	A及びAA

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総セ第28482号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- (4) 導入するシステムに関し、仕様書に記載の要件等を全て満たしていることを証明できる者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県総務部システム管理課情報基盤班（行政北棟6階）  
〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号092 - 643 - 3194

- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

- (1) 期間

この公告の日から平成23年3月28日（月）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

- (2) 場所

5の部局とする。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 受領期限

平成23年4月19日（火）午後5時00分

- (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

- 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所

5の部局とする。

- (2) 日時

平成23年4月20日（水）午後2時00分

- 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がないもの又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付のないもの又は日付に記載誤りがある入札

### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。

(2) 落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(4) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

### 16 Summary

- (1) Nature of the service: Letting and hiring and maintenance of network equipment  
The details are described by the manual of this tender.
- (2) Delivery period: From 1 November 2011 through 31 October 2016
- (3) Delivery place: as in the manual of this tender.
- (4) Time limit for tender: 5:00 PM 19 April 2011
- (5) Contact point for the Notice:Fukuoka Prefectural Government Office, 7-7, Higashikoen,Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan. TEL 092-643-3194

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第17号

平成22年11月28日執行の古賀市長選挙における当選の効力に関し、福岡県古賀市花見東1丁目2番12大橋一成、同市新原694安武秀昭及び同市花鶴丘1丁目13番10吉住長敏から提起された審査の申立てについて、平成23年2月28日、当委員会は次のとおり裁決した。

平成23年3月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

## 裁 決 書

福岡県古賀市花見東一丁目2番12

審査申立人 大橋 一成

福岡県古賀市新原694

審査申立人 安武 秀昭

福岡県古賀市花鶴丘一丁目13番10

審査申立人 吉住 長敏

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成23年1月11日付けで提起された平成22年11月28日執行の古賀市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

## 審査の申立ての趣旨及び理由

本件選挙について、申立人が平成22年12月13日付けで古賀市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、同年12月20日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、当選人の決定を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 当選人である竹下司津男氏（以下「竹下氏」という。）は、株式会社国際文化企画の代表ではないにも関わらず、選挙期日の告示日前の一定期間、その代表である旨の虚偽の事項を公表しており、公職選挙法第235条の虚偽事項公表罪に該当し、刑に処せられればその当選は無効となるものである。

- 2 市委員会は、立候補届出時に、竹下氏から、立候補の事前審査時には株式会社国際文化企画が設立されていなかったこと及び立候補届出時には会社設立登記がなされ候補者届出書と実態に齟齬がなくなっていたことを説明されているはずである。そうであるとすれば、市委員会が、竹下氏に商業登記簿謄本の任意提出を求めるなどして、その虚偽事項の公表事実を確認しなかったことは、重大な瑕疵である。

## 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なもの認め、これを受理し、市委員会から弁明書を徴し、申立人からは反論書を徴し、また、職権により市委員会から立候補届出関係書類等の提出を求め、慎重に審理を行った。

およそ公職の選挙に立候補する自由は、民主主義の根幹をなすものであり、日本国憲法の保障する基本的人権の一つと解すべきものである。そして、憲法は、投票の秘密の厳守と成年者による普通選挙を定め、自由かつ公正な選挙の維持を求めている。このことから、立候補に係る事前の制限はできる限り排除し、法令に則って幅広く自由に立候補者を受け付けるべきものであり、立候補届出の受理に際しての選挙長の審査義務については、立候補の事前規制（制限）になりかねない実質的内容審査を排除し、形式的審査権のみが付与されていると考えるべきである。

選挙長に実質的審査権がない以上、立候補の届出は候補者の善意によって成り立つべきものと言えるが、もし仮に、この届出に虚偽の事項が含まれていた場合は、選挙管理委員会による事前の判断によるものではなく、選挙執行後、司法による事後の判断に委ねられるべきものであることは公職選挙法第251条において明らかである。

当委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張する各理由について、次のとおり判断する。

## 1 申立理由1について

選挙の効力に関する争訟が集合行為としての選挙の効力を争うものであって、選挙が無効とされれば再び選挙をやり直さなければならないのに対して、当選の効力に関する争訟は、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、当選人の決定について違法があること、すなわち、当選人を決定した機関の構成や決定手続に違法があ

ること、各候補者の有効得票数の算定に違法があること、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることなどを主張して争うものとされているところである。

このように、当選の効力に関する争訟における当選無効原因となり得べき違法事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られていると解されること、申立人は、その申立ての趣旨から、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張しているものと思料されるが、候補者の職業については、公職選挙法上、当選人となり得る資格の認定要件となっていないことから、当選人決定の違法事由に当たらないというべきである。(平成4年12月17日名古屋高裁判決)

また、当選人の選挙犯罪による当選無効を規定した法第251条において、当選人がその罰則に該当する行為につき刑に処せられたときは、当然にその当選は無効となるものと定められていることに鑑みると、当選人の行為の罰則該当の有無についての認定及び判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきである。株式会社国際文化企画の代表清算人であった竹下氏は同会社の清算結了まで行う責務があるのであるから、報道されているように、商業登記簿の閉鎖の事実を知らなかったとすれば、社会通念上、疑義が生じうるものである。他方、竹下氏が商業登記簿の閉鎖を知ったうえで、当選を得る目的をもって、その代表である旨を公表していたとすれば、虚偽事項公表罪を定める公職選挙法第235条に抵触する虞があることは否めないが、竹下氏が公職選挙法第235条違反により刑に処せられることのない限り、選挙長は、その虞があることを理由として、竹下氏の当選無効を審査することはできないというべきである。(平成4年12月17日名古屋高裁判決)

## 2 申立理由2について

選挙長には、立候補届出の受理に際して実質的審査権はなく、候補者から提出された候補者届出書類について形式的審査を行うのであって、候補者届出書の職業欄に記載された事項について、その記載内容が真実であるかどうかを審査することを求められず、むしろ、立候補の自由を広く認め、立候補者の内容に踏み込むことによる事前の規制は禁止されている。このことは、候補者届出書に添付すべき資料として職業を明らかにする書類が含まれていないことから明らかである。従って、市委員会が、竹下氏に対して商業登記簿謄本の提出を求めず、職業欄の真偽を調査しなかった

ことに、何らの瑕疵も認められない。(昭和27年5月13日最高裁判決、昭和28年5月15日最高裁判決)

なお、申立人は、立候補届出時に、竹下氏から選挙長に、立候補の事前審査時には株式会社国際文化企画が設立されていなかったこと及び立候補届出時には会社設立登記がなされ候補者届出書と実態に齟齬がなくなっていたことを説明されているはずであるので、その事実を確認すべきであったと主張しているが、事前審査において提出される立候補届出書は、そもそも候補者が選挙期日の告示日現在の状況を見込んで記入したものであるから、上記のような説明を受けていたとしても、その事実確認を行うことは認められておらず、市委員会に瑕疵があったと言えるものではない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成23年2月28日

福岡県選挙管理委員会

委員長 藤井克巳  
委員 水戸栄樹  
委員 松永成行  
委員 井上寿昭

## 監査委員

監査公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づく行政監査「相談業務の実施状況について」を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月9日

福岡県監査委員 進谷庸助

同

伊藤 龍 峰

同

日野 喜美男

福岡県監査委員職務執行者

工藤 壽 文

平成22年度

行政監査結果報告書

(相談業務の実施状況について)

福岡県監査委員

## 目次

第1	監査概要	.....	1
1	行政監査テーマ	.....	1
2	テーマ選定理由	.....	1
3	監査対象業務及び監査実施機関等	.....	1
	(1) 監査対象業務		
	(2) 監査実施機関等		
4	監査の視点	.....	1
5	監査の実施方法	.....	2
6	監査の期間	.....	2
第2	調査結果	.....	2
1	相談窓口の開設状況	.....	2
2	相談記録の保管状況	.....	4
3	相談結果の活用状況	.....	4
4	広報の状況	.....	5
5	相談窓口の調査結果	.....	6
第3	監査結果及び意見	.....	13
1	相談窓口の状況について	.....	13
2	相談体制について	.....	13
3	個人情報保護について	.....	14
4	関係機関との連携について	.....	14
5	相談結果の活用について	.....	14
6	広報の状況について	.....	15
7	その他	.....	15
第4	むすび	.....	15
	資料 福岡県の相談業務	.....	17

## 第1 監査概要

### 1 行政監査テーマ

「相談業務の実施状況について」

### 2 テーマ選定理由

今日の本格的な少子高齢社会の到来と長引く経済不況などで、人々の生活環境は著しく変化している。こうした状況を背景に、児童虐待事件、振り込め詐欺事件、自殺の増加や新型インフルエンザの発生といった新たな社会問題が生じ、県民が直面する問題や悩みなどはますます切実かつ深刻化してきている。こうしたことから、県では、県民が安心して生活を送ることができるよう、いろいろな施策を実施するとともに、各種の相談窓口を設置するなどの相談業務の充実を図ってきている。一方、情報通信手段の多様化、個人情報保護法の施行など、相談業務を取り巻く状況には大きな変化が見られる。

このため、県の相談業務の実態について把握するとともに、県民ニーズに十分に応えているかどうかについて検証することとした。

### 3 監査対象業務及び監査実施機関等

平成22年7月20日に行った予備調査結果によると、59種類の相談業務(221相談窓口)があり、その相談業務を監査対象とした。そのうち、本庁については、3相談業務主管課及び21相談窓口課(室)(31相談窓口(委託、吉塚合同庁舎実施分も含む。))、合計24課(室)について監査を実施した。出先機関については、相談窓口を設置している16機関(53相談窓口)について抽出により監査を実施した。

- |                         |
|-------------------------|
| (1) 監査対象業務(P17 資料のとおり)  |
| 59種類(221相談窓口)           |
| (2) 監査実施機関等(P17 資料のとおり) |
| 本庁各課・・・24所属(31相談窓口)     |
| 出先機関・・・16所属(53相談窓口)     |
| 計                       |
| 40所属(84相談窓口)            |

注)相談業務主管課：相談窓口を設置していないが相談業務を所管している課

相談窓口課：実際に相談窓口を設置している課

### 4 監査の視点

相談業務を実施する所属に対して、次の視点から監査を実施した。

- (1) 県民ニーズに十分応えているか
- (2) 相談窓口の開設状況は適切か
- (3) 相談員の配置は適切か、また、人材育成のための研修等は適切か
- (4) 相談者のプライバシー保護への配慮がなされているか
- (5) 相談記録簿等の作成など適切な事務処理が行われているか



- (6) 国、県、市町村等の各関係機関との連携は図られているか
- (7) 相談結果のとりまとめを行い、相談業務や県行政に生かされているか
- (8) 広報は十分に行われているか

## 5 監査の実施方法

監査実施機関に対して、監査調書等に基づきヒアリングを行うとともに、必要に応じて、相談窓口を調査した。

## 6 監査の期間

平成22年10月5日から平成22年12月16日

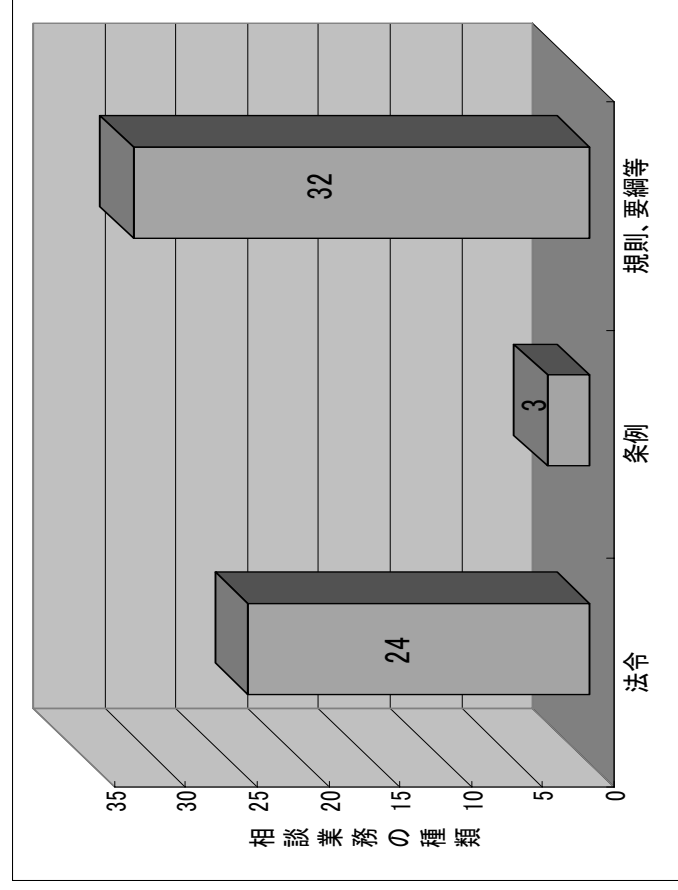
## 第2 調査結果

### 1 相談窓口の開設状況

#### (1) 相談業務の根拠

本県59種類(221相談窓口)の相談業務のうち、法令、条例に基づき設置義務があるものが27種類(117相談窓口)、それ以外の規則、要綱等により任意に設置されたものが32種類(104相談窓口)であった。

表1 相談業務の根拠



## (2) 相談窓口数

本県の相談窓口数は、表2のとおり、221であり、そのうち、本庁に31、出先機関に190あった。

表2 相談業務の窓口数

部等	相談窓口数	左の内訳	
		本庁	出先機関
総務部	1	1	0
新社会推進部	17	6	11
保健医療介護部	92	6	86
福祉労働部	57	8	49
商工部	1	1	0
農林水産部	3	3	0
教育庁	47	3	44
警察本部	3	3	0
合計	221	31	190

\* 本庁には吉塚合同庁舎で実施されているもの、及び、相談業務を委託しているものも含む。

## (3) 相談方法

本県の59種類の相談方法は、表3のとおり、電話のみが6種類、電話と面接によるものが42種類、訪問も加えて実施しているものが6種類あった。

表3 相談の方法

相談方法	相談業務数
電話(電子メール、FAXを含む)	54
電話のみ	6
電話 + 面接	42
電話 + 面接 + 訪問	6
その他	5

\* その他は、巡回相談など電話対応できないもの。

## (4) 相談員の状況

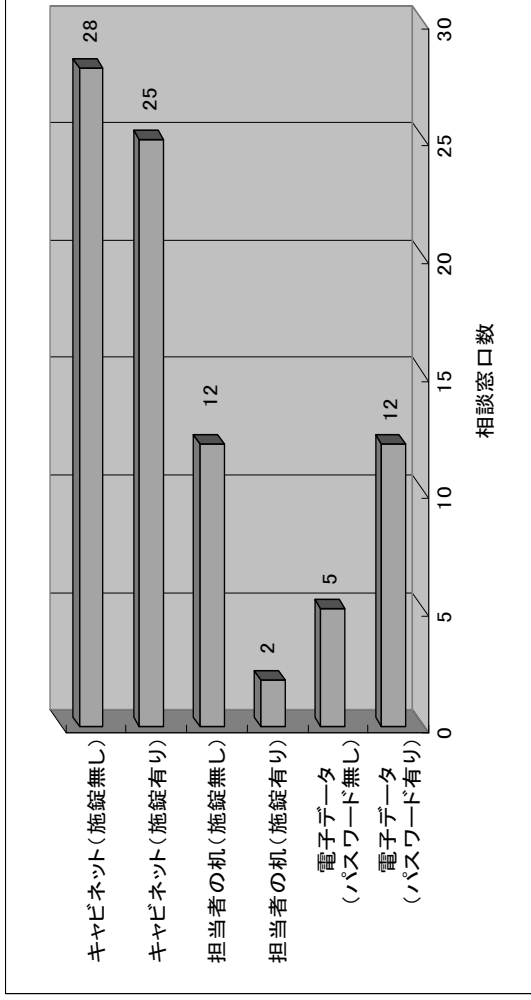
本県の相談員の状況については、専任の相談員の配置があるもの、一般事務担当者が相談員を兼ねているもの、夜間の電話相談に専門の相談員の配置がなされているもの、民間に委託しているものなど、いろいろな形態が見受けられた。特に、一般事務担当者が相談員を兼ねているものが概ね28種類の相談業務において見受けられた。

注) 専任：専ら、相談業務に従事している者で他の相談員を兼務している者も含む。(委託も含む。)

## 2 相談記録の保管状況

調査した84相談窓口のうち、相談記録の保管状況は表4に示すとおり、キャビネットに保管されているのが53相談窓口、そのうち施錠なしが28相談窓口、担当者の机に保管されているのが14相談窓口、そのうち施錠なしが12相談窓口、電子データで保管されているのが17相談窓口、そのうちパスワードがないのが5相談窓口であった。このように、合計で45相談窓口が施錠なし等の状況であった。

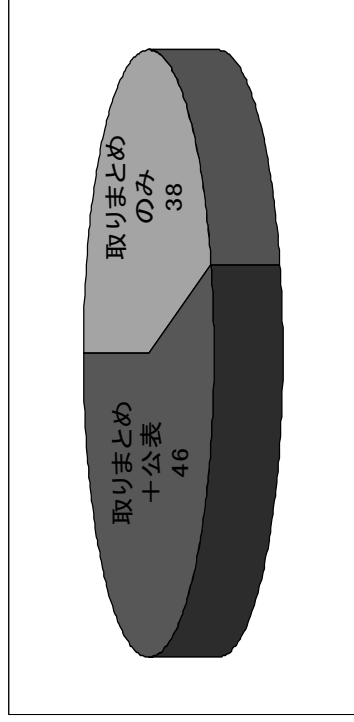
表4 相談記録の保管状況



## 3 相談結果の活用状況

調査した84相談窓口では全て相談結果の取りまとめを行っており、そのうち、公表を行っているのは46相談窓口であった。

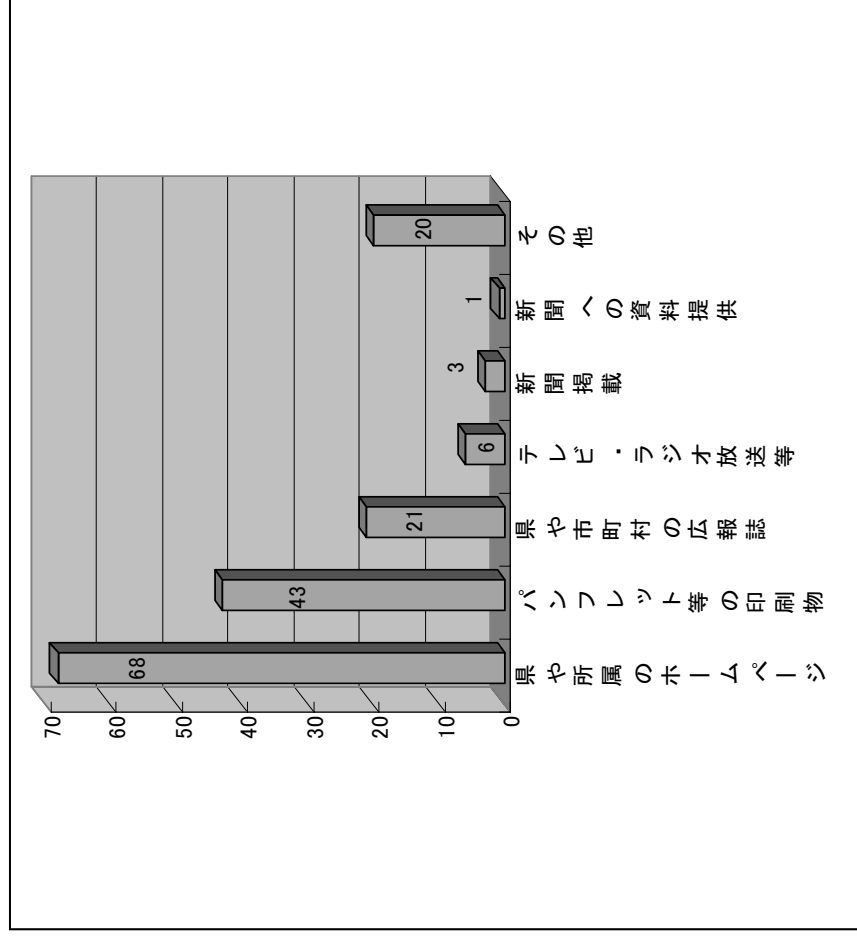
表5 相談結果の取りまとめ状況



4 広報の状況

調査した84相談窓口のうち、広報については、県のホームページや所属のホームページによるものが68相談窓口と最も多く、パンフレット等の印刷物を利用するものが43相談窓口、県や市町村の広報誌によるものが21相談窓口となっていた。ホームページに掲載しておらずパンフレット等の手段がとられているものが16相談窓口あった。また、ホームページの掲載のみで他の広報手段がとられていないものが19相談窓口あった。

表6 相談業務の広報状況



## 5 相談窓口の調査結果

8.3 相談窓口の調査を行ったが、主な調査結果は次のとおりであった。

相談業務名	交通事故相談
所管所属名	生活安全課
相談内容	交通事故被害者等への損害賠償、更生に関する助言、関係機関の紹介
相談場所	福岡県庁舎1F 交通事故相談所 柳川総合庁舎1F 交通事故相談所
開設日時	月～金曜日 9:00～17:15
相談件数	県庁：年1,402件 柳川支所：年464件
相談方法	電話、面接、巡回相談
調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話だけでは状況を把握しにくいため、必要に応じて面接を行っている。遠方の面接相談に対応するために、柳川支所を設け、又、8市役所で巡回相談を行う等、工夫がなされている。</li> <li>相談は窓口開設時間内の対応となっている。</li> <li>相談員は警察OBであり、相談員のマニュアルは作成されていないが、日本損害保険協会作成のマニュアル等を参考に業務を行っている。</li> <li>面接の中で相談者からの意見、要望等の把握に努めているが、アンケート調査などは行っていない。</li> </ul>

相談業務名	犯罪被害者総合サポートセンター
所管所属名	生活安全課
相談内容	犯罪被害者の身体的、精神的回復、経済的支援に関する相談
相談場所	NPO法人福岡犯罪被害者支援センター
開設日時	月～金曜日 10:00～16:00
相談件数	年583件
相談方法	電話、面接
調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO法人に相談業務を単独随意契約で委託している。</li> <li>相談員はNPO法人が委託している臨床心理士、認定心理士、看護師、保健師、弁護士などである。</li> <li>電話によって相談を受け、必要に応じて、面接相談を行っている。</li> <li>相談者が付添いを希望する場合は、付添いアドバイスをを行っている。</li> <li>相談員は月に1回弁護士などが講師となる研修会に参加している。</li> <li>相談員は別に仕事を持っているため、仕事の都合や転勤等により相談業務に携われなくなることがあり、相談員の確保が課題となっている。</li> <li>犯罪被害者総合サポートセンターによってマニュアルが作成されている。</li> <li>関係機関の協力が必要となるが、病院や弁護士など関係機関が非常に多いため、全ての関係機関の協力を得ることが難しい面がある。</li> <li>面接の中で相談者からの意見、要望等の把握に努めているが、アンケート調査などは行っていない。</li> <li>生活安全課において、相談状況及び結果を把握している。</li> </ul>

相談業務名	<b>女性相談</b>
所属所	女性相談所
相談内容	DV、親・子からの暴力、離婚、生活困窮等に関する女性からの相談
相談場所	女性相談所
開設日時	月～金曜日 9：00～17：15
相談件数	年 2,605 件
相談方法	電話、面接
調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度から相談窓口を福岡西総合庁舎におき、県民が利用しやすいように工夫がなされている。</li> <li>・窓口開設時間外には必要に応じて対応を行っている。</li> <li>・女性相談所によって婦人保護事業務マニュアルが作成されている。</li> <li>・相談員は、一般事務職員が相談員を兼ねているために相談スキルの向上や知識の習得等がより必要となっている。</li> <li>・県の警察署、保健福祉環境事務所、児童相談所、市町村の福祉事務所、国の八口ワーク、裁判所、民間シェルター、弁護士事務所、病院などの関係機関との連携を幅広く行っているが、関係機関の中には、担当者との意識の差があり、より綿密な連携が難しい場合も見受けられた。</li> <li>・県ホームページ、リーフレット、ポスター、街頭キャンペーン、新聞広告、テレビ、ラジオなどの多様な手段によって広報に努めている。</li> <li>・面接の中で相談者からの意見、要望等の把握に努めているが、アンケート調査などは行っていない。</li> </ul>

相談業務名	<b>新型コロナウイルス発熱電話相談</b>
所属所	保健衛生課、筑紫保健福祉環境事務所、京築保健福祉環境事務所
相談内容	新型コロナウイルスに関わる県民の不安軽減のための相談、新型コロナウイルス患者トリアージ
相談場所	保健衛生課執務室、各保健福祉環境事務所保健衛生課執務室
開設日時	H21.4.25～7.31の間の月～金曜日 9：00～17：00(保健衛生課においては期間中24時間対応)
相談件数	期間中 23,465 件 (全県分)
相談方法	電話、FAX
調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの発生に伴い国のガイドラインに基づいて臨時で設置されたもので、迅速で柔軟な対応であった。</li> <li>・県民の不安を取り除くため、新型コロナウイルスが疑われる場合の対応方法などの相談を受けた。</li> <li>・保健福祉環境事務所では相談窓口開設時間は平日の勤務時間内であったが、保健衛生課では24時間対応であった。</li> <li>・外国人を対象とした専用相談窓口(対応言語は英語、中国語、韓国語)を保健衛生課内に設置した。</li> <li>・相談は所属職員で対応した。</li> <li>・保健衛生課において、マニュアルとして最新の症例定義や発生病況を冊子化したものを作成した。保健福祉環境事務所でもマニュアルは作成されていた。</li> <li>・現在は、各保健福祉環境事務所で通常の健康相談で対応している。</li> </ul>

相談業務名	小児救急医療電話相談（#8000）
所属所属名	医療指導課
相談内容	小児患者を持つ保護者からの病気、ケガ、薬などに関する相談
相談場所	小児救急センター（北九州市立八幡病院内） 福岡市立こども病院・感染症センター、聖マリア病院、飯塚病院
開設日時	3月5日、19:00～翌朝7:00
相談件数	年31,257件（全県分）
相談方法	電話
調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県医師会に相談業務を単独随意契約で委託している。</li> <li>・子どもの急な病気、ケガに関する夜間の電話相談であり、身近に相談者がいない保護者の不安が軽減され、相談件数は年々増加している。</li> <li>・相談員は医師、看護師である。</li> <li>・相談員は医師会等が行う研修に参加している。</li> <li>・福岡県、福岡県医師会によって小児救急医療電話相談マニュアルが作成されている。</li> <li>・福岡地区では、相談が集中するときには電話がつながりにくい状況が発生する。</li> <li>・面接の中で相談者からの意見、要望等の把握に努めているが、アンケート調査などは行っていない。</li> <li>・医療指導課において、相談状況及び結果を把握している。</li> </ul>

相談業務名	総合相談窓口
所属所属名	筑紫保健福祉環境事務所、京築保健福祉環境事務所
相談内容	県行政および県民生活に関する相談
相談場所	各保健福祉環境事務所総務企画課執務室
相談件数	筑紫：年125件 京築：年43件
相談方法	電話、面接
調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年に保健所と福祉事務所が統合したときに設置され、県行政、県民生活に関する相談、苦情、要望、提案、問い合わせ等の相談を受けているが、相談件数は少ない。</li> <li>・相談員は事務所職員である。</li> <li>・マニュアルとして、県民情報広報課によって県民相談の手引き（総合相談窓口 編）が作成されている。</li> <li>・面接の中で相談者から相談業務についての意見、要望等の把握に努めているが、アンケート調査などは行っていない。</li> </ul>

相談業務名	<b>乳幼児発達診査</b>
所属所属名	筑紫保健福祉環境事務所、京築保健福祉環境事務所
相談内容	乳幼児の発達診査、相談
相談場所	各保健福祉環境事務所会議室
開設日時	筑紫：偶数月 第3木曜日 13：30～17：00 京築：5,6,7,9,11,12,1,3月 第2金曜日 13：30～17：00
相談件数	筑紫：年 39件 京築：年 158件
相談方法	面接
調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師、心理判定員、作業療法士、言語聴覚士等の専門家により、地域の実情に合わせて実施している。</li> <li>・ 予約制で1人の相談者の受診に1時間以上かかるため、1日に少人数しか行えない。京築保健福祉環境事務所において、他に受け皿が少なく、専門家による診査が必要な乳幼児が多いため、次回の検診まで待つてもらう状況があった。</li> <li>・ 相談員は専門家であるためマニュアルは必要がないというところで作成していなかった。</li> <li>・ 相談者にアンケート調査を行って、健康増進課が取りまとめ、今後に役立てていた。</li> </ul>

相談業務名	<b>難病相談</b>
所属所属名	筑紫保健福祉環境事務所、京築保健福祉環境事務所
相談内容	難病患者等からの病气、医療制度、福祉制度、日常生活に関する相談
相談場所	各保健福祉環境事務所健康増進課執務室、会議室
開設日時	月～金曜日 8：30～17：15
相談件数	筑紫：年 2,203件 京築：年 1,200件
相談方法	電話、面接
調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面接においては共用の相談室で実施されているが、相談が重なった場合等に執務室で行われている場合がある。</li> <li>・ 相談員は事務所職員である。</li> <li>・ 京築保健福祉環境事務所では、相談員の研修は行われていない。</li> <li>・ 両事務所とも、相談員のマニュアルが作成されていない。</li> <li>・ 筑紫保健福祉環境事務所では相談記録簿が施錠のないキャッシュ本に保管されている。京築保健福祉環境事務所では相談記録簿が施錠のない担当者への机に保管されている。</li> <li>・ 面接の中で相談者からの意見、要望等の把握に努めているが、アンケート調査などは行っていない。</li> </ul>



相談業務名	福岡県30代チャレンジ応援センター
所属所属名	労働政策課
相談内容	30代の求職者を対象に就職活動等に関する相談
相談場所	エルガーラオフィスビル 12F
開設日時	月～金曜日 10:00～19:00（土・日・祝日 17:00まで）
相談件数	年 2,153 件
相談方法	電話、面接
調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(社)福岡県雇用対策協会に単独随意契約で委託している。</li> <li>・「福岡県若年者しごとサポートセンター」の窓口が平成21年度から、おおむね29歳までの若者を対象とした「福岡県若者しごとサポートセンター」と、おおむね30歳から39歳までの求職者を対象とした「福岡県30代チャレンジ応援センター」と2つになり、年代に応じた細やかな対応となっている。</li> <li>・相談員は2名で産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント等が行っている。</li> <li>・相談員同士で、随時、事例研究など情報共有を行っている。</li> <li>・(社)福岡県雇用対策協会によってマニュアルが作成されている。</li> <li>・同じフロアにあるハローワークプラザが日・祝日は閉所しており、相談者が職業紹介を希望する場合には、連携がとれないため、日・祝日は来所者が少ない。</li> <li>・面接の中で相談者からの意見、要望等の把握に努めているが、アンケート調査などは行っていない。</li> <li>・労働政策課において、相談状況及び結果を把握している。</li> </ul>

相談業務名	児童相談
所属所属名	久留米児童相談所、京築児童相談所
相談内容	養護相談（児童虐待相談を含む）、障害相談、非行相談等
相談場所	各児童相談所相談室
開設日時	月～金曜日 8:30～17:15 電話相談は 24時間・365日対応
相談件数	久留米：年 2,561 件 京築：年 743 件
相談方法	電話、面接
調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員は事務所職員（児童福祉司）である。</li> <li>・24時間・365日相談対応している。</li> <li>・マニュアルとして、児童虐待対応については、厚生労働省によって子ども虐待対応の手引きが作成されている。</li> <li>・警察署、保健福祉環境事務所、市町村、児童福祉施設、医療機関、保育所、学校等関係機関が多岐にわたっている。</li> <li>・児童に関する相談は市町村の業務とされており、児童相談所は専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応している。このほかに保健福祉環境事務所の家庭児童相談室においても家庭児童福祉に関する相談に対応している。</li> <li>・市町村によって相談体制に差違がある。</li> <li>・面接の中で相談者からの意見、要望等の把握に努めているが、アンケート調査などは行っていない。</li> </ul>

相談業務名	<b>労働相談</b>
所管所属名	福岡労働者支援事務所、筑豊労働者支援事務所
相談内容	賃金未払い、セクシャルハラスメント等の労働問題の相談
相談場所	各労働者支援事務所相談室
開設日時	月～金曜日 8:30～17:15 夜間電話相談/毎週水曜日 17:15～20:00
相談件数	福岡：年 5,268 件 筑豊：年 1,083 件
相談方法	電話、面接
調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員は事務所職員である。</li> <li>・労働政策課によって労働相談対応マニュアルが作成されている。</li> <li>・相談員は労働政策課主催や所属主催の研修に参加している。</li> <li>・解雇、賃金未払い、セクハラ等の相談に応じる他、必要に応じて年末等臨時に相談窓口を開設し、県民のニーズに対応している。</li> <li>・筑豊労働者支援事務所において、セクハラ相談等で女性の相談員の希望があった場合に対応が難しい状況が見受けられた。</li> <li>・面接の中で相談者からの意見、要望等の把握に努めているが、アンケート調査などは行っていない。</li> </ul>

相談業務名	<b>子育て女性就職支援センター</b>
所管所属名	福岡労働者支援事務所、筑豊労働者支援事務所
相談内容	子育て女性からの就職に関する相談
相談場所	各労働者支援事務所相談室
開設日時	月～金曜日 8:30～17:15
相談件数	福岡：年 1,159 件 筑豊：年 578 件
相談方法	電話、面接
調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員は事務所職員である。</li> <li>・マニュアルとして、新雇用開発課によって子育て女性就職支援センター事業実務手引きが作成されている。</li> <li>・相談者にアンケート調査を実施している。</li> <li>・当該子育て女性からの就業相談と民間に委託して実施する求人開拓・就職あっせんを組み合わせることによって、相談事業の充実を図り、就職に結びついている。</li> <li>・登録者数 1,591 人のうち、335 人が就職していた。</li> </ul>

相談業務名	緑の相談室
所管所属名	林業振興課
相談内容	庭木の育て方、病害虫の防除に関する相談
相談場所	福岡県緑化センター
開設日時	火～日曜日 8:30～17:00
相談件数	年483件
相談方法	電話、面接、電子メール
調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県緑化センターを（社）福岡県樹芸組合連合会に指定管理者として委託して相談業務を行っている。</li> <li>・相談員に必要な資格は特にならない。</li> <li>・毎週日曜日（第5日曜除く）は専門の樹木医による個別相談に応じている。</li> <li>・マニュアルが作成されていない。</li> <li>・県民の利便性のためにホームページに相談事例集を掲載している。</li> <li>・面接の中で相談者から意見、要望等の把握に努めているが、アンケート調査などは行っていない。</li> <li>・林業振興課において、相談状況及び結果を把握している。</li> </ul>

相談業務名	子どもホットライン24
所管所属名	北九州教育事務所、筑豊教育事務所
相談内容	いじめ、不登校、学習、進路、しつけ、非行、就学等の相談
相談場所	各教育事務所相談室
開設日時	年末年始を除く毎日9:00～17:30 （上記外の夜間・深夜は転送電話にて相談対応）
相談件数	北九州：年226件 筑豊：年998件
相談方法	電話、面接
調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談の日時 相談日：毎日（土、日、祝日も可）。但し、平成20～25年度までの各年度の12月29日から1月3日までの期間については、各教育事務所が1日ずつ交代で勤務し、県内全域を担当する。 電話による相談：毎日9:00～17:30 （17:30～24:00は夜間勤務相談員宅） （0:00～9:00は深夜勤務相談員宅） 来所による相談時間：毎日9:00～17:30</li> <li>・相談員は教員OBなどである。</li> <li>・各教育事務所によってそれぞれマニュアルが作成されている。</li> <li>・北九州教育事務所において、相談員が相談窓口で私用のパソコンを業務で使っていた。</li> <li>・面接の中で相談者からの意見、要望等の把握に努めているが、アンケート調査などは行っていない。</li> </ul>

### 第3 監査結果及び意見

相談業務の実施状況についての監査結果及び意見は、以下のとおりである。

#### 1 相談窓口の状況について

##### (1) 相談場所

本県では59種類の相談業務について、221の相談窓口を設けており、その相談方法については、ほとんどが電話及び面接である。

また、監査を実施した84の相談窓口のうち、専用の相談室をもっているものが34の相談窓口、共用の相談室や会議室をもっているものが28の相談窓口、執務室内（机、カウンター等）で行っているものが22の相談窓口となっている状況である。専用の相談室がない場合は共用の相談室や会議室で行われているため、他の業務と重複した場合等については相談場所の確保が難しい状況となっている。

こうしたことから、相談場所は、相談者のプライバシー保護に十分配慮するとともに相談者が利用しやすい環境づくりが求められる。

##### (2) 相談時間

平日の勤務時間以外でも、子どもホットライン24や労働相談など必要に応じて休日や夜間に開設している窓口もある。平成21年の新型インフルエンザの発生に伴い、平成21年4月から7月までに本庁及び各保健福祉環境事務所に臨時に新型インフルエンザ発熱電話相談窓口が設置されたが、休日、夜間も含めた24時間体制の柔軟な対応を行っていた。

労働者支援事務所では、随時に街頭労働相談会や出張相談などを実施しているほか、年末に雇止めや内定取消しなどに関する臨時の相談窓口を設けていた。

今後とも県民ニーズに迅速かつ的確に対応した相談窓口の開設が望まれる。

#### 2 相談体制について

##### (1) 相談員の状況

59種類の相談業務のうち、専任の相談員（委託を含む）がいる相談業務は概ね31種類で、一般事務担当者が相談員を兼ねているものが概ね28種類となっている。特に、一般事務担当者が相談員を兼ねている場合には、相談スキルや知識の習得がより必要である相談窓口も見受けられ、常に県民のニーズに対応しているか検証する必要がある。

相談員の研修の機会を増やし、相談員同士や関係機関の担当者との勉強会や情報交換会を定期的開催するなど、相談員の育成に努めるとともに、マニュアルを作成していない相談窓口も見受けられるため、必要に応じて、マニュアルを作成するなど相談窓口のより一層の充実を図ることが望まれる。

##### (2) 相談業務の状況

労働者支援事務所の子育て女性就職支援センターでは、子育て女性を対象に就業相談を行っており、民間に委託して実施する求人開拓・就職あっせんを組み

合わせることによって、相談事業の充実を図り、平成21年度は登録者数1,591人のうち、335人が就労に結びつき、通常は難しい子育て女性の就職に効果が上がっている。

また、筑豊労働者支援事務所において、セクハラ相談等で相談者が女性の相談員を希望する場合に、女性の相談員がいないため対応が難しい状況も見受けられた。今後、配慮が望まれる。

乳幼児発達診査では、医師、心理判定員、作業療法士、言語聴覚士等の専門家により、地域の実情にあわせて実施しているが、地域によっては、他に受け皿が少なく、専門家による診査が必要な乳幼児が多いため、相談日が次回となる実態が見受けられた。その状況を把握してどのような対応が可能か検討する必要がある。

### 3 個人情報の保護について

ほとんどの相談窓口では、その内容について相談記録簿等を作成することとなっているが、相談記録簿は個人情報記載されプライバシーに係わる内容となっているものが多いことから、より慎重な取扱いと適切な管理が求められている。

児童相談所のように、相談記録簿を記載する際に、施錠可能な柵や別室に決裁すべき相談記録簿を置くことによって、個人情報漏れないように細心の注意を払っているところもある。しかし、相談窓口によっては、相談記録簿を施錠がない個人の机やキヤベネットに保管しているところが40ヶ所見受けられた。

相談記録簿は個人情報が流出しないよう施錠可能なキヤベネットなどの保管場所に適切に保管することが求められる。

また、子どもホットライン24の相談窓口では、相談員が相談窓口で私用パソコンを業務で使用しているところもあった。私用パソコンを業務に使用することは情報が流出する恐れがあり、早急に改善するよう求めた。

### 4 関係機関との連携について

近年、ドメスティック・バイオレンス（以下、DVという）や雇用関係相談のようにその相談がより専門化・複雑化してきているため、相談関係機関相互の連携強化や適切な役割分担が重要性を増してきている。

児童相談所においては、他の関係機関や市町村と連携に努めているが、相談業務によっては市町村などによって取組みの体制や認識に差違が見られる。また、福岡県30代チャレンジ応援センターでは、同じフロアにあるハローワークプラザが日・祝日は閉所しており、相談者が職業紹介を希望する場合に、連携がとれないため、効果が上がっていない場合なども見受けられる。

真に相談者のための相談窓口として役割が果たせるよう、これまで以上に連携強化に努める必要がある。

### 5 相談結果の活用について

相談窓口を設ける意義は、県民が抱える様々な悩みごとに対する解決支援にあるが、他方、相談結果を県民のための行政に生かして行くために活用することも必要である。

この観点から見ると、緑の相談室においては、ホームページに相談事例集を掲載し県民の利便性に役立てていたが、調査した中には、乳幼児発達診査と子育て女性就職支援センターを除きアンケート調査を行っていないかった。今後は、要望等を把握し実効性のある相談窓口となるよう、必要に応じて、窓口アンケートのみならず、インターネット、はがきを活用するなど工夫して相談者の意見、要望の把握を行うべきである。

#### 6 広報の状況について

相談業務に関する広報については、より多くの情報伝達媒体を活用して県民に知らせることが大切である。本県の相談窓口に関しては、県や所属のホームページ、県や市町村の広報誌、リーフレット、ポスター、新聞掲載、テレビやラジオ放送などの多様な広報を行っている。しかし、パンフレット等の手段はとられているが県のホームページや所属のホームページに掲載していないものが16相談窓口あり、情報化時代にあってはホームページ掲載も検討すべきだと考えられる。一方、全ての県民がホームページを見ることができるとは他にも何らかの広報手段を講じることが望まれる。

#### 7 その他

保健福祉環境事務所が行っている県行政、県民生活に関する相談、苦情、要望などの県政一般に関する総合相談窓口においては、平成21年度は保健福祉環境事務所1相談窓口当たり平均約30件となっており、県民に対して総合相談窓口に関する周知が不足していたのではないかと思われる。今後、早急に、相談業務のあり方について検討すべきである。

### 第4 むすび

今日、本格的な少子高齢社会の到来や経済不況による雇用不安など、社会は急速に変化しており、県ではこのような変化に対応すべく、乳幼児医療の充実や子育て応援県民運動をはじめとする少子化対策、生涯現役のはつらつ高齢社会、男女がともに能力を発揮できる男女共同参画社会、NPO・ボランティアと行政、企業との協働社会づくりなど、すべての人がいきいきと健やかに暮らせる社会づくりを進めている。また、DV、児童虐待事件、自殺の増加や新型インフルエンザの発生などを背景に、安全・安心に対する県民の意識はかつてないほど高まっている。

相談業務は県民が抱える種々多様な不安や悩みごとに対してその解決の一助となるものであるが、県民から生の声を聞くことができる機会の一つでもある。相談業務は、今後、ますます重要性が増していくものと考えられるため、相談体制やプライバシーの保護が適切であるか、関係機関と十分に連携されているか、相談結果が活用されているかなどについて検証し、県民ニーズに十分に対応できる相談体制の構築を図っていく必要がある。

今後とも、より県民が利用しやすい相談窓口となること、及び、県民ニーズに十分  
応え得るような実効性のある相談業務が行える相談窓口となることを期待するもの  
である。

福岡県の相談業務

資料

本庁

部署名	監査実施	相談業務所管所属	相談業務名
総務部 新社会推進部		県民情報広報課	県民相談
		社会活動推進課	福岡県NP0・ボランティアセンター あすばる相談室
		男女共同参画推進課	福岡県女性相談所 (女性からの電話・来所相談) 福岡県女性相談所 (配偶者からの暴力相談) 婦人相談員・配偶者暴力相談支援センター
保健医療介護部		生活安全課	福岡県交通事故相談所 多重債務者生活再生相談 犯罪被害者総合サポートセンター 福岡県消費生活センター
		保健医療介護総務課 健康増進課	[総合相談窓口] 福岡県難病相談・支援センター [ふくおか自殺予防ホットライン] [総合栄養相談] [難病相談] [乳幼児発達診査] [肝炎相談] [女性の健康相談] [精神保健福祉相談] 新型インフルエンザ発熱電話相談 [特定感染症相談]
		保健衛生課	福岡県医療相談支援センター 福岡県小児救急医療電話相談 (#8000)
		医療指導課	シルバー110番 (福岡県高齢者総合相談センター) 介護実習・普及センター事業
		高齢者支援課	福岡県福祉人材センター 福岡県母子家庭等就業・自立支援センター 久留米母子家庭等就業・自立支援センター [児童相談] [母子・寡婦相談] [家庭児童相談室] 障害者110番 [障害者更生相談] [外来相談] [福岡県身体障害者相談] [福岡県知的障害者相談]
		福祉総務課 児童家庭課	福岡県若者サポートステーション 福岡県若者しごとサポートセンター 福岡県30代チャレンジ応援センター
		障害者福祉課	
		労働政策課	



			福岡県中高年就職支援センター 〔労働相談〕
			〔子育て女性就職支援センター〕
商工部	新雇用開発課		
農林水産部	中小企業経営金融課		貸金業者の登録確認・照会、苦情相談
	農林水産政策課		ふくおか農林漁業新規就業セミナー・相談会
	後継人材育成室		
	農林水産物安全課		福岡県食品表示110番
	林業振興課		緑の相談室
教育庁	総務課		教育行政に係る相談
	社会教育課		〔家庭教育相談「親・おや電話」〕
	義務教育課		教育相談室
			〔子どもホットライン24〕
			〔障害児巡回教育相談〕
			〔巡回相談〕
			〔発達障害児等相談支援事業〕
			〔福岡県教育センター教育相談〕
			〔福岡県教育センター教育相談〕
			〔特別支援教育〕
			〔県立特別支援学校教育相談〕
警察本部	体育スポーツ健康課		スポーツ医事・健康体力相談事業
	警察安全相談課		警察安全相談コーナー
			犯罪被害者相談電話
			「ミス・リリーフ・ライン」
			少年サポートセンター
小計	24所属	少年課	59種類
			31相談窓口（本庁に設置された相談窓口（委託を含む））

\*〔 〕は、所管しているが、実施は出先機関であるもの

## 出先機関

部局名	監査実施	相談業務所管所属	相談業務名
新社会推進部		女性相談所	女性相談（女性からの電話・来所相談） 女性相談（配偶者からの暴力相談）
		筑紫保健福祉環境事務所	総合相談窓口 婦人相談員・配偶者暴力相談支援センター 総合栄養相談 難病相談 乳幼児発達診査 肝炎相談 精神保健福祉相談 新型インフルエンザ発熱電話相談 特定感染症相談 医療相談 母子・寡婦相談 家庭児童相談室 福岡県身体障害者相談 福岡県知的障害者相談

	粕屋保健福祉事務所	総合相談窓口 婦人相談員・配偶者暴力相談支援センター 総合栄養相談 難病相談 乳幼児発達診査 肝炎相談 精神保健福祉相談 新型インフルエンザ発熱電話相談 特定感染症相談 医療相談 母子・寡婦相談 家庭児童相談室 福岡県身体障害者相談 福岡県知的障害者相談 総合相談窓口
	糸島保健福祉事務所	婦人相談員・配偶者暴力相談支援センター 総合栄養相談 難病相談 乳幼児発達診査 肝炎相談 精神保健福祉相談 新型インフルエンザ発熱電話相談 特定感染症相談 医療相談 母子・寡婦相談 総合相談窓口
	宗像・遠賀保健福祉 環境事務所	婦人相談員・配偶者暴力相談支援センター 総合栄養相談 難病相談 乳幼児発達診査 肝炎相談 女性の健康相談 精神保健福祉相談 新型インフルエンザ発熱電話相談 特定感染症相談 医療相談 母子・寡婦相談 家庭児童相談室 福岡県身体障害者相談 福岡県知的障害者相談 総合相談窓口
	嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所	婦人相談員・配偶者暴力相談支援センター 総合栄養相談 難病相談 乳幼児発達診査 肝炎相談 女性の健康相談 精神保健福祉相談 新型インフルエンザ発熱電話相談

		特定感染症相談 医療相談 母子・寡婦相談 家庭児童相談室 福岡県身体障害者相談 福岡県知的障害者相談 総合相談窓口 婦人相談員・配偶者暴力相談支援センター 総合栄養相談 難病相談 乳幼児発達診査 肝炎相談 精神保健福祉相談 新型コロナウイルスエンザ発熱電話相談 特定感染症相談 医療相談 母子・寡婦相談 家庭児童相談室 福岡県身体障害者相談 福岡県知的障害者相談 総合相談窓口 婦人相談員・配偶者暴力相談支援センター 総合栄養相談 難病相談 乳幼児発達診査 肝炎相談 女性の健康相談 精神保健福祉相談 新型コロナウイルスエンザ発熱電話相談 特定感染症相談 医療相談 母子・寡婦相談 家庭児童相談室 福岡県身体障害者相談 福岡県知的障害者相談 総合相談窓口 婦人相談員・配偶者暴力相談支援センター 総合栄養相談 難病相談 乳幼児発達診査 肝炎相談 精神保健福祉相談 新型コロナウイルスエンザ発熱電話相談 特定感染症相談 医療相談 母子・寡婦相談 家庭児童相談室 福岡県身体障害者相談 福岡県知的障害者相談 総合相談窓口 婦人相談員・配偶者暴力相談支援センター 総合栄養相談 難病相談 乳幼児発達診査 肝炎相談 精神保健福祉相談 新型コロナウイルスエンザ発熱電話相談 特定感染症相談 医療相談 母子・寡婦相談 家庭児童相談室 福岡県身体障害者相談 福岡県知的障害者相談
	田川保健福祉事務所	
	北筑後保健福祉環境事務所	
	南筑後保健福祉環境事務所	

	京築保健福祉環境事務所	総合相談窓口 婦人相談員・配偶者暴力相談支援センター 総合栄養相談 難病相談 乳幼児発達診査 肝炎相談 精神保健福祉相談 新型コロナウイルス感染症相談 医療相談 母子・寡婦相談 家庭児童相談室 福岡県身体障害者相談 福岡県知的障害者相談 ふくおか自殺予防ホットライン 精神保健福祉相談
福祉労働部	福岡児童相談所 久留米児童相談所 田川児童相談所 大牟田児童相談所 宗像児童相談所 京築児童相談所 障害者更生相談所 粕屋新光園 福岡労働者支援事務所	児童相談 児童相談 児童相談 児童相談 児童相談 児童相談 障害者更生相談 外来相談 労働相談 子育て女性就職支援センター 労働相談 子育て女性就職支援センター 労働相談 子育て女性就職支援センター 労働相談 子育て女性就職支援センター 教育相談室 子どもホットライン24 障害児巡回教育相談 巡回相談（発達障害児等相談支援事業） 教育相談室 子どもホットライン24 障害児巡回教育相談 巡回相談（発達障害児等相談支援事業） 教育相談室 子どもホットライン24 障害児巡回教育相談 巡回相談（発達障害児等相談支援事業） 教育相談室 子どもホットライン24 障害児巡回教育相談 巡回相談（発達障害児等相談支援事業）
教育庁	福岡教育事務所  北九州教育事務所  北筑後教育事務所  南筑後教育事務所	巡回相談（発達障害児等相談支援事業） 教育相談室 子どもホットライン24 障害児巡回教育相談 巡回相談（発達障害児等相談支援事業） 教育相談室 子どもホットライン24 障害児巡回教育相談 巡回相談（発達障害児等相談支援事業） 教育相談室 子どもホットライン24 障害児巡回教育相談 巡回相談（発達障害児等相談支援事業） 教育相談室 子どもホットライン24 障害児巡回教育相談 巡回相談（発達障害児等相談支援事業）

	筑豊教育事務所	教育相談室	
		子どもホットライン24 障害児巡回教育相談 巡回相談（発達障害児等相談支援事業） 教育相談室	
	京築教育事務所	子どもホットライン24 障害児巡回教育相談 巡回相談（発達障害児等相談支援事業） 教育相談	
		教育センター 教育相談（特別支援教育） 家庭教育相談「親・おや電話」	
	社会教育総合センター 築城特別支援学校 小倉聴覚特別支援学校 北九州視覚特別支援学校 古賀特別支援学校 福岡聴覚特別支援学校 福岡高等聴覚特別支援学校 福岡視覚特別支援学校 福岡高等視覚特別支援学校 小郡特別支援学校 久留米聴覚特別支援学校 田主丸特別支援学校 柳河特別支援学校 筑後特別支援学校 川崎特別支援学校 嘉穂特別支援学校 直方豊学校 直方養護学校	16 所属	
		48 所属	
		40 所属	
		72 所属	
		小計	190 相談窓口
		合計	59 種類 221 相談窓口

\* については監査を実施

## 監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を新社会推進部及び福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等25か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月9日

福 岡 県 監 査 委 員	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜 美 男
福岡県監査委員職務執行者	工 藤 壽 文

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：新社会推進部出先機関3 機関及び福祉労働部出先機関22機関  
 (2) 監査対象期間：平成21年9月1日～平成22年8月31日（12か月間）  
 (3) 監査実施期間：平成22年10月4日～平成22年10月26日  
 監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
福 社 労 働 部	アジア文化交流センター	平成22年10月20日～平成22年10月21日
	女性相談所	平成22年10月26日
	パスポートセンター	平成22年10月26日
	福岡児童相談所	平成22年10月6日～平成22年10月7日
	久留米児童相談所	平成22年10月26日
	田川児童相談所	平成22年10月26日
	大牟田児童相談所	平成22年10月18日～平成22年10月19日
	宗像児童相談所	平成22年10月26日
	京築児童相談所	平成22年10月5日
	福岡学園	平成22年10月6日～平成22年10月7日
	筑後いずみ園	平成22年10月20日
	障害者更生相談所	平成22年10月26日
	粕屋新光園	平成22年10月4日～平成22年10月5日
	福岡労働者支援事務所	平成22年10月7日
	北九州労働者支援事務所	平成22年10月26日
	筑後労働者支援事務所	平成22年10月19日
	筑豊労働者支援事務所	平成22年10月26日
	福岡高等技術専門学校	平成22年10月6日～平成22年10月7日
	戸畑高等技術専門学校	平成22年10月13日～平成22年10月14日
	小竹高等技術専門学校	平成22年10月13日～平成22年10月14日
	久留米高等技術専門学校	平成22年10月18日
	大牟田高等技術専門学校	平成22年10月19日
田川高等技術専門学校	平成22年10月13日～平成22年10月14日	
小倉高等技術専門学校	平成22年10月21日	
福岡障害者職業能力開発校	平成22年10月4日～平成22年10月5日	

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、職業訓練の執行状況について、重点事項として調査を行った。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入  
生活労働手数料、生活労働使用料等の調定、収入、債権管理の状況及び不納欠損事務
- (2) 支出  
賃金、報償費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の支出事務
- (3) 人件費  
報酬、通勤手当の認定及び支給事務
- (4) 契約  
契約の締結及び履行確認事務
- (5) 公有財産  
土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品  
取得、管理及び処分状況
- (7) 訓練手当  
訓練手当の支給状況

## 第2 監査の結果

1 各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

## 2 重点事項の調査結果

職業訓練の実施状況について

- (1) 調査対象機関  
高等技術専門学校及び福岡障害者職業能力開発校 計8機関
- (2) 調査の内容

委託職業訓練において、委託内容が職業訓練の需要や要望を反映し、雇用情勢の変化に対応したものであるかについて調査を行った。

- (3) 調査の結果

特に是正を要するものは見受けられなかった。



監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を保健医療介護部出先機関の筑紫保健福祉環境事務所等12か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月9日

福 岡 県 監 査 委 員	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜 美 男
福岡県監査委員職務執行者	工 藤 壽 文

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：保健医療介護部出先機関12機関

(2) 監査対象期間：平成21年10月1日～平成22年9月30日（12か月間）

(3) 監査実施期間：平成22年11月9日～平成22年12月22日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
筑紫保健福祉環境事務所	平成22年11月16日～平成22年11月18日
粕屋保健福祉事務所	平成22年11月9日～平成22年11月12日
糸島保健福祉事務所	平成22年12月21日～平成22年12月22日
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	平成22年11月24日～平成22年11月26日
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	平成22年11月30日～平成22年12月2日
田川保健福祉事務所	平成22年12月7日～平成22年12月10日
北筑後保健福祉環境事務所	平成22年12月21日～平成22年12月22日
南筑後保健福祉環境事務所	平成22年11月16日～平成22年11月18日
京築保健福祉環境事務所	平成22年12月14日～平成22年12月16日
保健環境研究所	平成22年12月14日～平成22年12月15日
精神保健福祉センター	平成22年12月17日
食肉衛生検査所	平成22年12月16日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、生活保護費の支給状況及び領収証紙による収入事務について、重点事項として調査を行った。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

## (1) 収入

保健使用料、保健手数料、環境手数料等の調定金額、調定期及び収入状況

児童措置弁償金、知的障害者援護措置弁償金、生活保護費返還金等の調定、収入、債権管理の状況及び不納欠損事務

## (2) 支出

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の支出事務

## (3) 人件費

報酬、通勤手当の認定及び支給事務

## (4) 契約

契約の締結及び履行確認事務

## (5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

## (6) 物品

取得、管理及び処分の状況

## (7) 債権

債権管理の状況

## (8) 生活保護費

生活保護費の支給状況

## 第2 監査の結果

- 1 各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。その内容は、次のとおりである。

対象機関名	区分	内 容
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	支出	生活保護費において、認定誤り等により92,142円が支給過不足となっている。(2件)
田川保健福祉事務所	支出	生活保護費において、認定誤り等により67,266円が支給不足となっている。(4件)
南筑後保健福祉環境事務所	支出	生活保護費において、認定誤り等により103,514円が支給過不足となっている。(8件)
京築保健福祉環境事務所	支出	生活保護費において、認定誤り等により61,735円が支給過不足となっている。(4件)
4機関		18件

## 2 重点事項の調査結果

- (1) 生活保護費の支給状況について

## ア 調査対象機関

保健福祉環境事務所 6機関 保健福祉事務所 2機関 計 8機関

(糸島保健福祉事務所を除く)

## イ 調査の内容

被保護世帯14,273世帯のうち599世帯を抽出し、収入認定や各種扶助助費の認定について、保護決定調査、生活保護費支給実績表等をもとに調査を行った。

## ウ 調査の結果

生活保護費の支給事務については、昨年度の定期監査の結果報告において支給誤りの防止を要望したところであるが、今年度においては、前年度に比べて、支給誤りがあった機関数、件数及び金額が増加しており、特に就労収入の認定の誤りが多く見受けられた。

今後は、支給誤りの原因等を分析し、改善に向けたより実効性のある対策を早急に講じるよう求めるものである。

## (2) 領収証紙による収入事務について

## ア 調査対象機関

筑紫保健福祉環境事務所等11機関（精神保健福祉センターを除く）

## イ 調査の内容

各種申請書及び受付簿等の関係書類の整備状況の調査に加え、証紙の金額の誤りや消印もれがないか調査を行った。

## ウ 調査の結果

監査対象期間中に納付された領収証紙は、35,181件 428,637,620円であり、そのうち32,367件 405,452,870円を抽出して調査を行ったが、特に是正を要するものは見受けられなかった。

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等49か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月9日

福 岡 県 監 査 委 員	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜 美 男
福岡県監査委員職務執行者	工 藤 壽 文

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：警察本部関係機関49機関

(2) 監査対象期間：平成21年11月1日～平成22年10月31日（12か月間）

(3) 監査実施期間：平成23年1月5日～平成23年2月4日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
北九州市警察部	平成23年2月2日
警察学校	平成23年2月3日
自動車警ら隊	平成23年2月1日
鉄道警察隊	平成23年2月1日
機動捜査隊	平成23年2月3日
交通機動隊	平成23年2月1日
高速道路交通警察隊	平成23年2月3日
第一機動隊	平成23年2月3日
第二機動隊	平成23年2月2日
中央警察署	平成23年1月5日～平成23年1月6日
博多警察署	平成23年1月5日～平成23年1月6日
東警察署	平成23年1月12日～平成23年1月13日
早良警察署	平成23年1月24日～平成23年1月25日
西警察署	平成23年1月12日～平成23年1月13日
南警察署	平成23年1月12日～平成23年1月13日
粕屋警察署	平成23年1月26日～平成23年1月27日
博多臨港警察署	平成23年2月4日
福岡空港警察署	平成23年2月3日
宗像警察署	平成23年2月3日
朝倉警察署	平成23年2月3日
筑紫野警察署	平成23年1月24日～平成23年1月25日
糸島警察署	平成23年2月3日
若松警察署	平成23年2月2日
戸畑警察署	平成23年2月2日
折尾警察署	平成23年1月19日～平成23年1月20日
八幡東警察署	平成23年2月2日
八幡西警察署	平成23年1月19日～平成23年1月20日
小倉北警察署	平成23年2月1日～平成23年2月2日

監査対象機関名	監査実施日
小倉南警察署	平成23年1月19日～平成23年1月20日
門司警察署	平成23年1月26日～平成23年1月27日
行橋警察署	平成23年2月2日
豊前警察署	平成23年2月2日
直方警察署（宮若警察署）	平成23年1月7日
飯塚警察署	平成23年2月3日～平成23年2月4日
嘉麻警察署	平成23年2月2日
田川警察署（添田警察署）	平成23年1月28日
久留米警察署（城島警察署）	平成23年1月17日～平成23年1月18日
小郡警察署	平成23年2月3日
うきは警察署	平成23年1月28日
八女警察署（黒木警察署）	平成23年1月14日
筑後警察署（大川警察署）	平成23年1月14日
柳川警察署（瀬高警察署）	平成23年1月7日
大牟田警察署	平成23年1月17日～平成23年1月18日

（ ）は、平成22年4月1日をもって、左記警察署と統合のあった警察署である。

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
  - 警察使用料、警察手数料、財産貸付収入、物品売払収入等の収入事務
- (2) 支出
  - 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
  - 報酬、諸手当の認定及び支給事務
- (4) 契約
  - 契約の締結及び履行確認事務
- (5) 公有財産
  - 土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
  - 取得、管理及び処分状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。



監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を総務部出先機関の職員研修所等15か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月9日

福岡県監査委員	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	日野喜美男
福岡県監査委員職務執行者	工藤壽文

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：総務部の出先機関15機関  
 (2) 監査対象期間：平成21年8月1日～平成22年7月31日（12か月間）  
 (3) 監査実施期間：平成22年10月4日～平成22年10月28日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
職員研修所	平成22年10月4日
東京事務所	平成22年10月22日
博多県税事務所	平成22年10月19日～平成22年10月21日
東福岡県税事務所	平成22年10月13日～平成22年10月15日
西福岡県税事務所	平成22年10月13日～平成22年10月15日
筑紫県税事務所	平成22年10月6日～平成22年10月7日
北九州東県税事務所	平成22年10月5日～平成22年10月7日
北九州西県税事務所	平成22年10月19日～平成22年10月21日
田川県税事務所	平成22年10月4日
飯塚・直方県税事務所	平成22年10月26日～平成22年10月28日
久留米県税事務所	平成22年10月26日～平成22年10月28日
大牟田県税事務所	平成22年10月27日
筑後県税事務所	平成22年10月5日
行橋県税事務所	平成22年10月6日
消防学校	平成22年10月22日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、県税の滞納処分の執行停止及び延滞金の減免について、重点事項として調査を行った。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入  
 使用料、手数料、財産貸付収入、雑入等の調定及び収入事務
- (2) 支出  
 賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費  
 通勤手当の認定及び支給事務

## (4) 契約

契約の締結及び履行確認の状況

## (5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理の状況

## (6) 物品

取得、管理の状況

## (7) 債権

債権管理の状況

## (8) 県税

個人県民税、個人事業税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税等の賦課徴収事務

## 第2 監査の結果

1 各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

## 2 重点事項の調査結果

## (1) 調査対象機関

県税事務所12機関

## (2) 調査の内容

滞納処分の執行停止977件及び延滞金の減免1,052件の事務処理が適正であるかどうかについて、関係書類をもとに抽出調査を行った。

## (3) 調査の結果

滞納処分の執行停止及び延滞金の減免について調査を行った結果、事務処理上において一部改善を要するものが見受けられたものの、適正に執行されていた。今後とも一層適正な事務処理に努められたい。

監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を商工部出先機関の福岡中小企業振興事務所等10か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月9日

福 岡 県 監 査 委 員	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜 美 男
福岡県監査委員職務執行者	工 藤 壽 文

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：商工部の出先機関10機関  
 (2) 監査対象期間：平成22年1月1日～平成22年12月31日（12か月間）  
 (3) 監査実施期間：平成23年1月31日～平成23年2月4日  
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡中小企業振興事務所	平成23年1月31日
久留米中小企業振興事務所	平成23年2月4日
北九州中小企業振興事務所	平成23年1月31日
飯塚中小企業振興事務所	平成23年2月3日
計量検定所	平成23年2月1日～平成23年2月2日
大阪事務所	平成23年2月1日
工業技術センター	平成23年2月1日～平成23年2月2日
工業技術センター	平成23年2月1日～平成23年2月2日
生物食品研究所	平成23年2月1日～平成23年2月2日
工業技術センター	平成23年2月3日～平成23年2月4日
工業技術センター	平成23年2月3日～平成23年2月4日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入  
 使用料、手数料、受託事業収入等の調定及び収入事務
- (2) 支出  
 賃金、報償費、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費  
 通勤手当の認定及び支給事務
- (4) 契約  
 契約の締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理の状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

(7) 債権

債権管理の状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会出先機関の福岡教育事務所等135か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月9日

福岡県監査委員	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	日野喜美男
福岡県監査委員職務執行者	工藤壽文

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

## (1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関135機関

(平成21年度末で閉校となった朝羽高等学校、朝倉農業高等学校、北筑前養護学校及び古賀養護学校の4機関を含む。)

## (2) 監査対象期間：平成21年10月1日～平成22年9月30日(12か月間)

ただし、閉校となった県立学校(4機関)については

平成21年10月1日～平成22年3月31日(6か月間)

## (3) 監査実施期間：平成22年11月9日～平成23年1月28日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡教育事務所	平成22年11月30日～平成22年12月3日
北九州教育事務所	平成22年11月9日～平成22年11月11日
北筑後教育事務所	平成22年11月24日～平成22年11月26日
南筑後教育事務所	平成22年11月15日～平成22年11月17日
筑豊教育事務所	平成22年11月15日～平成22年11月17日
京築教育事務所	平成22年11月24日～平成22年11月26日
教育センター	平成22年11月18日
体育研究所	平成22年12月7日
美術館	平成22年12月8日
図書館	平成22年12月8日
社会教育総合センター	平成22年12月7日
英彦山青年の家	平成22年12月8日
少年自然の家「玄海の家」	平成22年11月18日
九州歴史資料館	平成23年1月19日
青豊高等学校	平成22年12月7日
築上西高等学校	平成22年12月7日
育徳館高等学校	平成22年12月7日
苅田工業高等学校	平成23年1月26日
京都高等学校	平成22年12月7日
行橋高等学校	平成22年12月7日
門司学園高等学校	平成22年12月7日
門司大翔館高等学校	平成22年12月14日
小倉南高等学校	平成22年12月9日
小倉商業高等学校	平成22年12月7日



監査対象機関名	監査実施日
小倉高等学校	平成22年12月7日
小倉工業高等学校	平成22年12月14日
小倉西高等学校	平成23年1月25日
北九州高等学校	平成22年12月7日
小倉東高等学校	平成22年12月15日
戸畑高等学校	平成23年1月27日
ひびき高等学校	平成23年1月28日
戸畑工業高等学校	平成22年12月8日
若松高等学校	平成22年12月16日
若松商業高等学校	平成22年12月15日
八幡高等学校	平成22年12月7日
八幡中央高等学校	平成22年12月16日
八幡工業高等学校	平成22年12月17日
八幡南高等学校	平成22年12月7日
北筑高等学校	平成22年12月8日
東筑高等学校	平成23年1月25日
折尾高等学校	平成23年1月26日
中間高等学校	平成22年12月22日
遠賀高等学校	平成22年12月7日
宗像高等学校	平成22年12月8日
光陵高等学校	平成23年1月17日
水産高等学校	平成22年12月7日
玄界高等学校	平成22年12月8日
新宮高等学校	平成22年12月8日
福岡魁誠高等学校	平成22年12月9日
須恵高等学校	平成22年12月17日
宇美商業高等学校	平成22年12月22日
香住丘高等学校	平成22年12月7日
香椎高等学校	平成22年12月7日
香椎工業高等学校	平成22年12月7日
博多青松高等学校	平成22年11月18日
福岡高等学校	平成23年1月12日
筑紫丘高等学校	平成23年1月28日

監査対象機関名	監査実施日
柏陵高等学校	平成22年12月7日
福岡中央高等学校	平成23年1月12日
城南高等学校	平成22年12月7日
修猷館高等学校	平成22年12月7日
福岡工業高等学校	平成22年12月7日
福岡講倫館高等学校	平成23年1月13日
早良高等学校	平成23年1月17日
玄洋高等学校	平成23年1月13日
筑前高等学校	平成23年1月12日
春日高等学校	平成22年12月7日
太宰府高等学校	平成22年12月7日
福岡農業高等学校	平成22年12月8日
筑紫中央高等学校	平成23年1月14日
武蔵台高等学校	平成22年12月8日
筑紫高等学校	平成22年12月8日
糸島高等学校	平成23年1月14日
糸島農業高等学校	平成22年12月8日
小郡高等学校	平成22年12月9日
三井高等学校	平成23年1月18日
久留米筑水高等学校	平成22年12月8日
明善高等学校	平成22年12月8日
久留米高等学校	平成22年12月8日
三潞高等学校	平成22年12月17日
大川樟風高等学校	平成22年12月8日
伝習館高等学校	平成22年12月8日
山門高等学校	平成22年12月16日
三池高等学校	平成22年12月8日
三池工業高等学校	平成23年1月18日
大牟田北高等学校	平成22年12月8日
ありあけ新世高等学校	平成22年12月8日
八女高等学校	平成22年12月14日
八女工業高等学校	平成22年12月15日
福岡高等学校	平成22年12月7日

監査対象機関名	監査実施日
八女農業高等学校	平成22年12月8日
浮羽工業高等学校	平成22年12月7日
浮羽探究館高等学校	平成23年1月27日
朝倉高等学校	平成22年12月22日
朝倉東高等学校	平成22年12月8日
朝倉光陽高等学校	
旧朝朝羽高等学校	平成23年1月19日～平成23年1月20日
旧朝倉農業高等学校	
田川高等学校	平成22年12月8日
東鷹高等学校	平成23年1月20日
田川科学技術高等学校	平成22年12月8日
西田川高等学校	平成22年12月7日
稲築志耕館高等学校	平成22年12月8日
嘉穂高等学校	平成23年1月19日
嘉穂東高等学校	平成23年1月18日
嘉穂総合高等学校	平成22年12月8日
鞍手高等学校	平成23年1月25日
直方高等学校	平成23年1月17日
筑豊高等学校	平成22年12月8日
鞍手竜徳高等学校	平成22年12月8日
築城特別支援学校	平成23年1月27日
小倉聴覚特別支援学校	平成22年12月8日
北九州視覚特別支援学校	平成22年12月7日
特別支援学校「北九州高等学園」	平成22年12月7日
古賀特別支援学校	
旧北筑前養護学校	平成23年1月13日～平成23年1月14日
旧古賀養護学校	
福岡養護学校	平成22年12月7日
福岡聴覚特別支援学校	平成22年12月8日
福岡高等聴覚特別支援学校	平成22年12月8日
福岡視覚特別支援学校	平成22年12月7日
福岡高等視覚特別支援学校	平成22年12月7日
特別支援学校「福岡高等学園」	平成22年12月7日

監査対象機関名	監査実施日
小郡特別支援学校	平成22年12月8日
久留米聴覚特別支援学校	平成22年12月8日
田主丸特別支援学校	平成23年1月20日
柳河特別支援学校	平成23年1月28日
筑後特別支援学校	平成23年1月26日
川崎特別支援学校	平成22年12月8日
嘉穂特別支援学校	平成22年12月7日
直方聾学校	平成22年12月8日
直方養護学校	平成22年12月8日
育徳館中学校	平成22年12月7日
門司学園中学校	平成22年12月7日
輝翔館中等教育学校	平成22年12月8日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、事務用品類の集約発注（電子調達システム）の利用状況等については、重点事項として調査を行った。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入  
使用料、手数料、財産貸付収入、生産物売払収入、雑入等の調定及び収入事務
- (2) 支出  
報償費、旅費、需用費、委託料、備品購入費、扶助費等の支出事務
- (3) 人件費  
報酬、諸手当の認定及び支給事務
- (4) 契約  
契約の締結及び履行確認事務
- (5) 公有財産  
土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理の状況
- (6) 物品  
取得、管理及び処分の状況
- (7) 債権  
債権管理の状況

## 第2 監査の結果

1 各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

なお、重点事項の調査結果は以下のとおりである。

### 2 重点事項の調査結果

#### (1) 調査対象機関

福岡教育事務所等135機関

#### (2) 調査の内容

電子調達が可能な事務用品については、原則として集約発注（電子調達システム）により購入することとなっているため、そのシステムの利用状況等について、調査を行った。

#### (3) 調査の結果

集約発注（電子調達システム）は、経費節減等を図るため導入されたものであるが、教育委員会出先機関全体の集約発注利用率は27.4%であった。

利用状況を見てみると対象となる物品全てを集約発注としている機関が5機関ある一方、全く利用されていない機関が19機関あった。

所属発注したものの中には緊急の発注などやむを得ない理由によると考えられるものもあるが、経費節減等の観点から、今後、計画的な発注を行い集約発注の利用向上に努められたい。

## 監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を筑紫保健福祉環境事務所等27か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月9日

福 岡 県 監 査 委 員	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜 美 男
福岡県監査委員職務執行者	工 藤 壽 文

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

(1) 監査対象機関：知事部局、企業局及び教育委員会の出先機関並びに警察本部関係機関の27機関

(2) 監査対象期間：平成22年3月1日又は平成22年4月1日から監査実施日まで

(3) 監査実施日：平成22年9月1日～平成22年10月29日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
筑紫保健福祉環境事務所	平成22年3月1日から 平成22年9月9日まで	平成22年9月9日
粕屋保健福祉事務所	平成22年3月1日から 平成22年9月8日まで	平成22年9月8日
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	平成22年3月1日から 平成22年9月10日まで	平成22年9月10日
精神保健福祉センター	平成22年3月1日から 平成22年9月14日まで	平成22年9月14日
北九州中小企業振興事務所	平成22年4月1日から 平成22年10月15日まで	平成22年10月15日
飯塚中小企業振興事務所	平成22年4月1日から 平成22年10月13日まで	平成22年10月13日
工業技術センター	平成22年4月1日から 平成22年10月14日まで	平成22年10月14日
久留米県土整備事務所	平成22年4月1日から 平成22年10月20日まで	平成22年10月20日
南筑後県土整備事務所	平成22年4月1日から 平成22年10月28日まで	平成22年10月28日
直方県土整備事務所	平成22年4月1日から 平成22年10月22日まで	平成22年10月22日
京築県土整備事務所	平成22年4月1日から 平成22年10月27日まで	平成22年10月27日
伊良原ダム建設事務所	平成22年4月1日から 平成22年10月26日まで	平成22年10月26日
流域下水道事務所	平成22年4月1日から 平成22年10月21日まで	平成22年10月21日
矢部川発電事務所	平成22年4月1日から 平成22年10月29日まで	平成22年10月29日
筑豊教育事務所	平成22年3月1日から 平成22年9月7日まで	平成22年9月7日
京築教育事務所	平成22年3月1日から 平成22年9月1日まで	平成22年9月1日
体育研究	平成22年3月1日から 平成22年9月3日まで	平成22年9月3日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
社会教育総合センター	平成22年3月1日から 平成22年9月2日まで	平成22年9月2日
警察学校	平成22年4月1日から 平成22年10月6日まで	平成22年10月6日
第二機動隊	平成22年3月1日から 平成22年9月30日まで	平成22年9月30日
博多警察署	平成22年3月1日から 平成22年9月29日まで	平成22年9月29日
糸島警察署	平成22年4月1日から 平成22年10月8日まで	平成22年10月8日
朝倉警察署	平成22年3月1日から 平成22年9月28日まで	平成22年9月28日
博多臨港警察署	平成22年3月1日から 平成22年9月22日まで	平成22年9月22日
八幡西警察署	平成22年3月1日から 平成22年9月17日まで	平成22年9月17日
若松警察署	平成22年4月1日から 平成22年10月1日まで	平成22年10月1日
うきは警察署	平成22年4月1日から 平成22年10月7日まで	平成22年10月7日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、筑紫保健福祉環境事務所等27機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施し、その他需用費については、納品書による物品検収が行われているかについて確認した。

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

## 第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。



監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を秘書室等35か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月9日

福 岡 県 監 査 委 員	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜 美 男
福岡県監査委員職務執行者	工 藤 壽 文

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

(1) 監査対象機関：知事部局の本庁及び出先機関、教育委員会、警察本部並びに労働委員会の35機関

(2) 監査対象期間：平成22年6月1日又は平成22年7月1日から監査実施日まで

(3) 監査実施日：平成22年11月2日～平成23年1月21日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
秘書室	平成22年6月1日から 平成22年11月2日まで	平成22年11月2日
財政課	平成22年6月1日から 平成22年11月2日まで	平成22年11月2日
広域地域振興課	平成22年6月1日から 平成22年11月4日まで	平成22年11月4日
生活安全課	平成22年6月1日から 平成22年11月4日まで	平成22年11月4日
健康増進課	平成22年6月1日から 平成22年11月11日まで	平成22年11月11日
子育て支援課	平成22年6月1日から 平成22年11月11日まで	平成22年11月11日
新雇用開発課	平成22年6月1日から 平成22年11月5日まで	平成22年11月5日
環境保全課	平成22年6月1日から 平成22年11月5日まで	平成22年11月5日
循環型社会推進課	平成22年6月1日から 平成22年11月9日まで	平成22年11月9日
新産業・技術振興課	平成22年6月1日から 平成22年11月9日まで	平成22年11月9日
工業保安課	平成22年6月1日から 平成22年11月10日まで	平成22年11月10日
農山漁村振興課	平成22年6月1日から 平成22年11月19日まで	平成22年11月19日
農林水産物安全課	平成22年6月1日から 平成22年11月10日まで	平成22年11月10日
園芸振興課	平成22年6月1日から 平成22年11月19日まで	平成22年11月19日
河川開発課	平成21年6月1日から 平成22年11月16日まで	平成22年11月16日
高速道路対策室	平成22年6月1日から 平成22年11月16日まで	平成22年11月16日
水資源対策課	平成22年6月1日から 平成22年11月17日まで	平成22年11月17日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
下水水道課	平成22年6月1日から 平成22年11月24日まで	平成22年11月24日
県営住宅課	平成22年6月1日から 平成22年11月24日まで	平成22年11月24日
博多県税事務所	平成22年7月1日から 平成23年1月13日まで	平成23年1月13日
北九州西県税事務所	平成22年7月1日から 平成23年1月14日まで	平成23年1月14日
大牟田県税事務所	平成22年7月1日から 平成23年1月21日まで	平成23年1月21日
消防学校	平成22年7月1日から 平成23年1月7日まで	平成23年1月7日
飯塚農林事務所	平成22年6月1日から 平成22年12月17日まで	平成22年12月17日
農業大学校	平成22年6月1日から 平成22年12月9日まで	平成22年12月9日
農業総合試験場筑後分場	平成22年6月1日から 平成22年12月21日まで	平成22年12月21日
農業総合試験場八女分場	平成22年6月1日から 平成22年12月7日まで	平成22年12月7日
筑後家畜保健衛生所	平成22年6月1日から 平成22年12月21日まで	平成22年12月21日
水産海洋技術センター - 内水面研究所	平成22年6月1日から 平成22年12月8日まで	平成22年12月8日
財務課	平成22年6月1日から 平成22年11月25日まで	平成22年11月25日
人権・同和教育課	平成22年6月1日から 平成22年11月25日まで	平成22年11月25日
留置管理課	平成22年6月1日から 平成22年11月15日まで	平成22年11月15日
薬物銃器対策課	平成22年6月1日から 平成22年11月15日まで	平成22年11月15日
公安第二課	平成22年6月1日から 平成22年11月15日まで	平成22年11月15日
労働委員会事務局	平成22年6月1日から 平成22年11月17日まで	平成22年11月17日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、秘書室等35機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施し、その他需用費については、納品書による物品検収が行われているかについて確認した。

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

## 第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を、財団法人福岡県水源の森基金等56団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月9日

福 岡 県 監 査 委 員	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜 美 男
福岡県監査委員職務執行者	工 藤 壽 文

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

## (1) 監査対象団体

財団法人福岡県水源の森基金等56団体

## (2) 監査対象期間

平成21年度

## (3) 監査実施期間

平成22年10月4日から平成23年2月2日まで

監査対象団体名	監査実施期間
財団法人 福岡県水源の森基金	平成22年10月4日から 平成22年10月5日まで
学校法人 中村学園 中村学園三陽高等学校	平成22年10月4日
福岡県農地・水・環境保全協議会	平成22年10月5日
財団法人 福岡県女性財団	平成22年10月6日
学校法人 福岡女学院 福岡女学院高等学校	平成22年10月7日
学校法人 仰星学園 仰星学園高等学校	平成22年10月7日
財団法人 アウク口ス福岡	平成22年10月13日から 平成22年10月14日まで
福岡県森林組合連合会	平成22年10月13日から 平成22年10月14日まで
公立大学法人 福岡県立大学	平成22年10月18日から 平成22年10月19日まで
公立大学法人 福岡女子大学	平成22年10月20日から 平成22年10月21日まで
社団法人 福岡県私立幼稚園退職金基金社団	平成22年10月26日
財団法人 福岡県国際交流センター	平成22年10月26日から 平成22年10月28日まで
社団法人 朝倉医師会	平成22年10月27日から 平成22年10月28日まで
株式会社 西日本新聞イベントサービス	平成22年11月1日
九州林産株式会社	平成22年11月1日
ハートランド平尾台株式会社	平成22年11月2日

監査対象団体	監査実施期間
社団法人 福岡県樹芸組合連合会	平成22年11月2日
財団法人 福岡県産炭地域振興センター	平成22年11月4日
財団法人 福岡県豊前海漁業振興基金	平成22年11月4日
公立大学法人 九州歯科大学	平成22年11月9日から 平成22年11月11日まで
財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター	平成22年11月15日
財団法人 福岡県環境保全公社	平成22年11月16日から 平成22年11月17日まで
財団法人 福岡県建設技術情報センター	平成22年11月16日から 平成22年11月18日まで
西部ガス・フアイーブ共同事業体 ( 西部ガス株式会社 ) ( 株式会社フアイーブ )	平成22年11月18日
福岡県商工会連合会	平成22年11月24日から 平成22年11月25日まで
福岡県土地改良事業団体連合会	平成22年11月24日から 平成22年11月25日まで
社団法人 福岡県私学教育振興会	平成22年11月30日
J M K ・ 都市造園グループ ( 株式会社都市造園 ) ( イオンデイライト株式会社 )	平成22年11月30日
福岡水素エネルギー戦略会議	平成22年12月1日
宗像緑地建設株式会社	平成22年12月1日
株式会社小山千緑園	平成22年12月2日
福岡県馬術連盟	平成22年12月2日
財団法人 福岡県地域福祉財団	平成22年12月7日から 平成22年12月8日まで
学校法人 福岡大	平成22年12月9日
日本赤十字社福岡県支部	平成22年12月9日

監査対象団体	監査実施期間
財団法人 福岡県スポーツ振興公社	平成22年12月13日から 平成22年12月15日まで
財団法人 福岡県人権啓発情報センター	平成22年12月16日
財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター	平成22年12月16日
社団法人 福岡県バス協会	平成22年12月21日
社団法人 福岡県少年補導員連絡協議会	平成22年12月21日
福岡県産業デザイン協議会	平成22年12月22日
福岡県米麦品質改善協会	平成22年12月22日
財団法人 福岡県下水道公社	平成23年1月5日から 平成23年1月6日まで
社団法人 福岡県トラック協会	平成23年1月12日
全国農業協同組合連合会福岡県本部	平成23年1月12日
社団法人 福岡市医師会	平成23年1月13日
社団法人 ふくおか園芸農業振興協会	平成23年1月13日
財団法人 福岡県中小企業振興センター	平成23年1月17日から 平成23年1月18日まで
財団法人 北九州勤労青少年福祉公社	平成23年1月19日から 平成23年1月20日まで
公益財団法人 水素エネルギー製品研究試験センター	平成23年1月19日から 平成23年1月20日まで
みやこ町商工会	平成23年1月26日
福岡市商工会	平成23年1月26日
朝倉市商工会	平成23年1月27日
にしてつグループ公園管理団体 (株式会社西鉄グリーン土木) (西鉄ビルマナージメント株式会社) (株式会社西鉄エージェンシー)	平成23年1月27日



監査対象団体		監査実施期間
財団法人 特定鉱害復旧事業センター		平成23年1月28日
財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団		平成23年2月1日から 平成23年2月2日まで

2 監査の範囲

今回の監査は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体、県が平成21年度において財政的援助を行った団体及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体等のうちから56団体について、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかについて実施した。

3 監査対象団体の概要及び財政的援助等の内容

監査対象団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
財団法人 福岡県水源の森基金	<p>森林の造成及び内容の充実等を図ることにより、森林の持つ水源かん養及び県土保全等の公益的機能を高めるとともに、県民による健全な森林づくり、緑豊かな環境づくり及び県民の緑化意識の高揚を図り、併せて森林整備の担い手対策を進め、もって水資源の開発と確保及び林業の振興に資することを目的に、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林の造成整備に関する事業</li> <li>2 森林の確保に関する事業</li> <li>3 森林の機能の充実に係る調査研究に関する事業</li> <li>4 緑化の普及啓発に関する事業</li> <li>5 森林の担い手対策に関する事業</li> <li>6 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する緑の募金をいう。）の募金運動の実施及び寄付金の管理に関する事業</li> <li>7 森林整備等（法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成する者に対する交付金の交付に関する事業</li> <li>8 森林整備等の実施に関する事業</li> <li>9 上流地域と下流地域との相互理解を促進するための普及啓発及び交流に関する事業</li> <li>10 ダム建設等の諸施策に伴い必要となる水源地域における諸環境又は諸機能の保全又は増進等地域の振興に関する事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の99.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県水源の森基金出資金 1,375,260,609円 （21年度取崩額 2,904,148円）</p> <p>福岡県水源の森基金事業費補助金 9,600,000円</p> <p>福岡県林業担い手育成強化対策事業費補助金 3,596,000円</p>

<p>学校法人 中村学園 中村学園三陽高等学校</p>	<p>11 ダム建設等の諸施策に伴い必要となる情報交換及び連絡に関する事業 12 その他基金の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>11 12</p>
<p>学校法人 中村学園 中村学園三陽高等学校</p>	<p>教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。</p>	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、次のとおり補助金を交付している。 福岡県私立学校経常費補助金 192,116,000円 福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 10,916,400円</p>
<p>福岡県農地・水・環境 保全協議会</p>	<p>農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動の推進、農業者ぐるみでの先進事業を実施している。</p>	<p>県は、当協議会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり交付金を交付している。 福岡県農地・水・環境保全向上事業交付金 328,919,981円</p>
<p>財団法人 福岡県女性財団</p>	<p>女性問題に関する県民の自主的で創造的な活動を支援し、相互の連携を図ることにより、男女の自立と対等な社会参加の推進に寄与することを目的として、女性問題に関する情報の収集・提供、相談及び支援、参加交流・調査研究・研修養成事業等を実施している。</p>	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し負担金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県女性財団出資金 200,000,000円 (うち21年度 0円) 県派遣職員給与負担金 36,952,075円</p>
<p>学校法人 福岡女学院 福岡女学院高等学校</p>	<p>教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。</p>	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、次のとおり補助金を交付している。 福岡県私立学校経常費補助金 202,399,000円 福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 594,000円</p>
<p>学校法人 仰星学園 仰星学園高等学校</p>	<p>教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。</p>	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、次のとおり補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県私立学校経常費補助金 54,786,000円 福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 5,669,700円</p>
<p>財団法人 アクロス福岡</p>	<p>国際・文化・情報の交流拠点施設であるアクロス福岡の有する機能を一層高めるよう支援するとともに、福岡県における文化の振興及び文化に関する情報の提供並びに交流の促進を図り、もって県民の文化の向上と地域社会の活性化に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 音楽芸術、舞台芸術等の芸術文化の振興に関する事業</p>	<p>県は、基本金の66.7%を出資するとともに、当財団を福岡県国際文化情報センターの指定管理者としている。 援助等の明細は、次のとおりである。 アクロス福岡出資金 200,000,000円 (うち21年度 0円) 福岡県国際文化情報センター管理運営料 298,522,000円 (施設の利用料金収入 539,868,108円)</p>

	<p>2 国際的な学術文化等の交流に関する事業</p> <p>3 地域文化の振興に関する事業</p> <p>4 生活、文化、行政、観光等にかかる情報の提供に関する事業</p> <p>5 福岡県がアクロス福岡内に設置する国際・文化・情報に関するセンターの管理及び運営に関する事業</p>	
福岡県森林組合連合会	<p>会員（森林組合、生産森林組合）が協同して事業の振興を図り、もって森林所有者の経済的・社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として、指導、販売、購買、利用、金融等の事業を実施している。</p>	<p>県は、当連合会の事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行うとともに、福岡県四王寺県民の森の指定管理者としている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県森林組合振興対策費補助金（森林組合振興対策指導事業） 3,750,000円</p> <p>福岡県森林組合振興対策費補助金（間伐材流通対策事業） 5,700,000円</p> <p>福岡県森林組合組織整備推進事業費補助金 346,000円</p> <p>森林組合事業資金（一般）貸付金 120,000,000円</p> <p>（合併）貸付金 90,000,000円</p> <p>造林用苗木需給対策資金一時貸付金 16,000,000円</p> <p>○福岡県四王寺県民の森管理運営料 29,955,450円</p>
公立大学法人 福岡県立大学	<p>広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教授研究して、真理探究の精神と豊かな創造性を身につけた人材を育成し、もって文化の向上、保健・福祉の増進及び地域の発展に寄与することを目的とする福岡県立大学を設置し、及び管理する。</p>	<p>県は、資本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し交付金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>公立大学法人福岡県立大学出資金 8,530,220,100円</p> <p>（うち21年度 0円）</p> <p>公立大学法人運営費交付金 1,035,854,000円</p>
公立大学法人 福岡女子大学	<p>広く知識を授け、専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び創造的能力を備えた女性を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする福岡女子大学を設置し、及び管理する。</p>	<p>県は、資本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し交付金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>公立大学法人福岡女子大学出資金 4,837,765,597円</p> <p>（うち21年度 0円）</p> <p>公立大学法人運営費交付金 756,887,000円</p>
社団法人 福岡県私立幼稚園退職 金基金社団	<p>私立幼稚園に勤務する教職員等の福祉を増進し、もって幼稚園教育の振興に寄与することを目的として、会員が設置する幼稚園等に勤務する常勤の教職員が退職した場合に、当該会員の支給すべき退職手当の資金をその会員に給付する事業を実施している。</p>	<p>県は、当社団が行う私立幼稚園退職金基金造成事業に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>福岡県私立幼稚園退職金基金社団補助金 333,294,000円</p>

<p>財団法人 福岡県国際交流センター</p>	<p>福岡県の持つ地理的、歴史的特性を生かし、県下の交流団体等と協力して県民主体の国際交流を推進することにより、国際交流における福岡県の拠点性を高めていくとともに、アジア諸国をはじめとして世界各国との交流を深め、もって相互の繁栄と世界の平和に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際交流に関する情報研究事業</li> <li>2 国際交流に関する広報・啓発事業</li> <li>3 国際交流促進事業</li> <li>4 移住に関する事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の78.9%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県国際交流センター出資金 1,500,000,000円 (うち21年度 0円)</p> <p>福岡県国際交流センター補助金 197,207,000円</p> <p>国連八ピット福岡事務所運営支援費補助金 49,479,574円</p>
<p>社団法人 朝倉医師会</p>	<p>当医師会は、以下の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域医療の確立及び整備に関する事項</li> <li>2 医師の生涯教育及び研究</li> <li>3 社会保障制度の充実改善</li> <li>4 公衆衛生の指導及び調査</li> <li>5 医療経営の改善と合理化</li> <li>6 会員の相互扶助及び親睦並びに福祉増進</li> <li>7 病院の設置及び運営</li> <li>8 看護師等の養成施設の設置及び運営</li> <li>9 訪問看護ステーションの設置及びび運営</li> <li>10 健診センターに関する事項</li> <li>11 介護老人保健施設の設置及びび運営</li> <li>12 居宅介護支援事業及びび居宅サービス事業並びに介護予防サービス事業の実施</li> <li>13 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業</li> <li>14 その他目的達成上必要な事項</li> </ol>	<p>県は、当医師会の事業運営に要する経費に対し次のとおり補助金を交付している。</p> <p>病院運営事業費補助金 562,953,020円</p> <p>福岡県へき地医療施設等運営費補助金 10,996,000円</p> <p>福岡県看護師等養成所運営費補助金 8,525,000円</p> <p>福岡県院内保育所運営費補助金 2,803,000円</p> <p>福岡県看護師等養成所施設整備費補助金 95,371,000円</p> <p>福岡県新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備費補助金 2,704,000円</p>
<p>株式会社 西日本新聞イベントサービス</p>	<p>大濠公園能楽堂の指定管理者として同施設の管理を行っている。</p>	<p>大濠公園能楽堂管理運営料 85,703,850円</p> <p>(施設の利用料金収入 19,797,527円)</p>
<p>九州林産株式会社</p>	<p>福岡県立夜須高原記念の森の指定管理者として同施設の管理を行っている。</p>	<p>福岡県立夜須高原記念の森管理運営料 64,000,000円</p>
<p>ハートランド平尾台株式会社</p>	<p>福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者として同施設の管理を行っている。</p>	<p>福岡県平尾台自然観察センター管理運営料 26,481,000円</p>
<p>社団法人 福岡県樹芸組合連合会</p>	<p>緑化樹芸木の生産業及び造園業の健全なる発揚と、緑化に関する住民の意識の高揚を図り、環境緑化の整備促進に寄与することを目的として、緑化樹芸木及び造園に関する情報の収集、技術の改善や安全施工に関する調査・研</p>	<p>県は、当連合会の事業運営に要する経費に対し、補助金を交付するとともに、福岡県緑化センターの指定管理者として、援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県樹芸林業振興対策費補助金 6,950,000円</p>

財団法人 福岡県産炭地域振興センター	<p>研究及び普及、住民啓発等各種事業を実施している。</p> <p>県内の産炭地域の広域的な振興に資する事業等を推進するとともに、産炭地域が自立的に新たな産業の創造等に資する事業を推進することにより、当該産炭地域の振興及び同地域の経済の自立的な発展に寄与することを目的として次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 産炭地域活性化に資する事業</li> <li>(1) 地域振興企画調査等事業</li> <li>(2) 炭鉱跡地取得支援等基盤整備事業</li> <li>(3) 企業誘致等支援事業</li> <li>(4) 広報、啓発、イベント等ソフト事業</li> <li>(5) その他産炭地域の振興上必要な事業</li> <li>2 新たな産業の創造等に資する事業</li> <li>(1) 新たな産業の創造に資する事業</li> <li>(2) (1)の事業に関連する産業基盤整備に資する事業</li> <li>(3) (1)及び(2)に掲げる事業に付帯する事業</li> </ol>	<p>福岡県緑化センター管理運営料 37,946,000円</p> <p>県は、活性化基金の94.7%、新産業創造等基金の100%及び基本財産の100%を次のとおり出資している。</p> <p>福岡県産炭地域振興センター出資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活性化基金分 4,052,934,750円 (21年度取崩額 1,716,440,464円)</li> <li>・新産業創造等基金分828,159,376円 (21年度取崩額 603,652,369円)</li> <li>・基本財産分 200,000,000円 (うち21年度 0円)</li> </ul>
財団法人 福岡県豊前海漁業振興基金	<p>豊前海の漁業の振興と発展を図るとともに、豊前海漁業の活性化に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 栽培漁業の推進に関する事業</li> <li>2 資源管理型漁業の推進に関する事業</li> <li>3 漁業者の育成に関する事業</li> <li>4 海洋環境の保全に関する事業</li> <li>5 漁業に関する広報事業</li> <li>6 その他基金の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の60.8%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県豊前海漁業振興基金出資金 1,235,000,000円 (うち21年度 0円)</p> <p>福岡県豊前海漁業振興基金強化育成費補助金 6,700,000円</p>
公立大学法人 九州歯科大学	<p>広く知識を授けるとともに、深く歯学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって歯科医療の発展と地域の福祉に寄与することを目的とする九州歯科大学を設置し、及び管理する。</p>	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し交付金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>公立大学法人九州歯科大学出資金 19,679,209,480円 (うち21年度 18,731,253,940円)</p> <p>公立大学法人運営費交付金 1,561,734,000円</p>
財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター	<p>生活衛生関係営業の健全化等を通じて、その衛生水準の維持向上及び利用者・消費者の利益の擁護を図るため、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談・指</li> </ol>	<p>県は、基本金の40.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県生活衛生営業指導センター出資金 4,000,000円</p>

	<p>導</p> <p>2 利用者又は消費者の苦情の処理及び苦情に関する営業者等の指導</p> <p>3 標準営業約款に関する営業者の登録指導</p> <p>4 生活衛生関係営業に関する講習会等の企画開催等</p> <p>5 生活衛生営業の振興と生活衛生の水準向上のための事業</p>	<p>(うち21年度 0円)</p> <p>福岡県生活衛生営業指導事業費補助金 21,111,000円</p> <p>福岡県生活衛生営業指導センター費補助金 4,850,000円</p> <p>福岡県生活衛生営業振興事業費補助金 16,800,000円</p>
<p>財団法人 福岡県環境保全公社</p>	<p>廃棄物の適正な循環的利用及び処理処分に關する調査研究を行うとともに、広く県民に対し廃棄物に関する知識の普及・啓発を図り、もって県民の快適で住み良い生活環境づくりと産業経済の健全な発展に資することを目的として、次の事業等を実施している。</p> <p>1 廃棄物の循環的利用や処理処分に關する調査研究事業</p> <p>2 廃棄物の循環的利用や処理処分に關する啓発事業</p>	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し、補助金等を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県環境保全公社出資金 204,470,000円</p> <p>(うち21年度 150,000,000円)</p> <p>福岡県環境保全公社運営事業費補助金 795,000円</p> <p>県派遣職員給与負担金 98,939,223円</p>
<p>財団法人 福岡県建設技術情報センター</p>	<p>建設技術に関する調査、研究、建設技術水準の向上、建設資材の品質の向上に関する事業を行うとともに、センターの特性と機能を生かした事業を行い、後世に誇りうる質の高い社会資本の整備に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <p>1 福岡県から指定を受けた指定管理者としての施設管理運営事業</p> <p>2 建設材料試験事業</p> <p>3 研修事業</p> <p>4 調査研究事業</p> <p>5 情報事業</p> <p>6 土木技術支援事業</p> <p>7 建築技術支援事業</p> <p>8 建築技術調査研究研修事業</p> <p>9 施設提供事業</p>	<p>県は、基本金の80.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し負担金を交付するとともに、当財団を福岡県建設技術情報センターの指定管理者としている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県建設技術情報センター出資金 160,000,000円</p> <p>(うち21年度 0円)</p> <p>福岡県建設技術情報センター管理運営料 145,668,000円</p> <p>県派遣職員給与負担金 26,091,503円</p>
<p>西部ガス・ファイブ共同 事業体</p>	<p>福岡県営春日公園の指定管理者として同施設の管理を行っている。</p>	<p>福岡県営春日公園管理運営料 98,695,150円</p> <p>(施設の利用料金収入 33,013,835円)</p>
<p>福岡県商工会連合会</p>	<p>商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <p>1 商工会の組織、事業についての指導連絡</p> <p>2 商工業に関する専門的事項についての相談指導</p> <p>3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供</p> <p>4 商工会の意見を総合してこれを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。</p>	<p>県は、当連合会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 341,642,662円</p> <p>福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金 12,550,000円</p>

福岡県土地改良事業団体連合会	土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその協同の利益を増進することを目的として、次の事業を実施している。 1 会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助 2 土地改良事業に関する教育及び情報の提供 3 土地改良事業に関する調査及び研究 4 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力 5 農地の集団化の指導奨励 6 前各号に掲げる事業のほか、土地改良法第111条の2の目的を達成するために必要な事業	県は、当連合会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 調査設計事業補助金 18,335,000円 農村整備総合事業補助金 4,700,000円 水土保全強化対策事業費補助金 10,750,000円 土地改良施設維持管理適正化事業補助金 64,680,000円 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業補助金 6,050,000円 担い手育成支援事業費補助金 4,246,000円 土地改良負担金償還平準化事業費利子補給補助金 405,113円 農業用水水源地域保全対策事業補助金 12,000,000円
社団法人 福岡県私学教育振興会	学校法人が福岡県内に設置する私立小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の教育振興のために必要とする事業を実施している。	県は、当振興会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 福岡県私学教育振興会補助金 528,383,000円 福岡県私学教育研究所学習支援センター運営費補助金 8,663,000円
JMK・都市造園グループ	福岡県営天神中央公園及び旧福岡県公会堂貴賓館の指定管理者として両施設の管理を行っている。	福岡県営天神中央公園管理運営料 30,530,500円 旧福岡県公会堂貴賓館管理運営料 10,306,000円 (施設の利用料金収入 977,280円)
福岡水素エネルギー戦略会議	産業界、大学、行政が緊密に連携して、水素エネルギーに係る研究開発、実証活動及び人材育成等を実施し、環境にやさしい水素エネルギー社会の構築を目的として、水素エネルギー社会構築に係る事業の企画及び推進事業を行っている。	県は、当戦略会議の事業運営に要する経費に対し、次のとおり負担金を交付している。 福岡水素エネルギー戦略会議負担金 124,749,000円
宗像緑地建設株式会社	福岡県営名島運動公園の指定管理者として同施設の管理を行っている。	福岡県営名島運動公園管理運営料 33,610,000円 (施設の利用料金収入 16,009,780円)
株式会社小山千緑園	福岡県営東公園の指定管理者として同施設の管理を行っている。	福岡県営東公園管理運営料 29,417,500円
福岡県馬術連盟	福岡県馬術競技場の指定管理者として同施設の管理を行っている。	福岡県馬術競技場管理運営料 13,859,000円 (施設の利用料金収入 2,890,545円)
財団法人 福岡県地域福祉財団	地域の社会福祉の高揚を図り、人間愛、連帯意識に支えられ、活力に満ちた新しい福祉コミュニティづくりを図ることを目的として、次の事業を実施している。	県は、基本金の94.9%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金を交付するとともに、当財団を福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの指定管理者とし

	<p>1 地域福祉推進事業 2 児童環境づくり推進事業 3 施設の管理運営の受託事業</p>	<p>ている。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県地域福祉振興基金出資金 1,500,000,000円 (うち21年度 0円) 福岡県児童環境づくり推進機構運営費補助金 28,266,000円 県派遣職員給与負担金 12,431,307円 福岡県総合福祉センター等の管理運営料 437,999,000円 (施設の利用料金収入 76,775,830円)</p>
<p>学校法人 福岡大学</p>	<p>教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行っている。</p>	<p>県は、当大学の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 福岡県総合周産期母子医療センター運営費補助金 34,750,000円 福岡県周産期医療等施設、設備整備費補助金 (周産期医療施設施設整備事業) 23,331,000円 福岡県周産期医療等施設、設備整備費補助金 (小児医療施設施設整備事業) 60,660,000円 福岡県周産期医療等施設、設備整備費補助金 (小児医療施設施設整備事業) 3,864,000円 福岡県救急医療施設等施設整備費補助金 78,539,000円 福岡県救急医療施設等設備整備費補助金 6,300,000円 福岡県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 4,345,000円 福岡県新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備費補助金 1,108,000円</p>
<p>日本赤十字社福岡県支部</p>	<p>赤十字に関する諸条約に基づき、戦傷病者の救護、非常災害時の被災者の救護及び健康の増進、疫病の予防、その他社会奉仕のために必要な事業を実施している。</p>	<p>県は、当福岡県支部の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 福岡県医療施設等施設整備費補助金 100,000,000円 福岡県軽費老人ホーム事務費補助金 20,099,000円 福岡県がん診療施設設備整備事業補助金 10,500,000円 福岡県腎不全対策推進事業補助金 1,676,000円 福岡県新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備費補助金 709,000円</p>
<p>財団法人 福岡県スポーツ振興公社</p>	<p>県及び久留米市からスポーツ諸施設の維持管理及び運営の委託等を受け、体育・スポーツの振興を図るとともに、あわせて県民の健康増進と福祉の向上に寄与するために次の事業を実施している。 1 県及び久留米市から委託等を受け</p>	<p>県は、基本金の99.6%を出資し、事業運営に要する経費に対して負担金を交付するとともに、当財団を福岡県立スポーツ科学情報センター、福岡県立総合プール、福岡県立総合射撃場及び福岡県立久留米スポーツセンターの指定管理者としている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p>



	<p>たスポーツ施設の維持管理及び運営に関する事業</p> <p>2 体育・スポーツの振興に関する事業</p> <p>3 スポーツ教室及びイベントの開催等に関する事業</p> <p>4 福岡県立総合射撃場におけるクレーの販売等に関する事業</p> <p>5 スポーツ関係団体の育成強化及び情報提供</p> <p>6 各種スポーツ大会の推進</p> <p>7 スポーツに関する顕彰</p> <p>8 その他目的を達成するために必要な事業</p>	<p>福岡県スポーツ振興公社出資金 2,455,026,484円 (うち21年度 0円)</p> <p>福岡県立スポーツ科学情報センター管理運営料 132,334,000円</p> <p>職員人件費負担金 11,394,421円 (施設の利用料金収入 48,713,146円)</p> <p>福岡県立総合プール管理運営料 124,340,000円</p> <p>職員人件費負担金 4,822,540円 (施設の利用料金収入 26,669,843円)</p> <p>福岡県立総合射撃場管理運営料 7,114,000円</p> <p>(施設の利用料金収入 8,595,560円)</p> <p>福岡県立久留米スポーツセンター管理運営料 36,935,000円</p> <p>職員人件費負担金 6,342,738円 (施設の利用料金収入 13,491,375円)</p> <p>県派遣職員給与負担金 77,032,324円</p>
<p>財団法人 福岡県人権啓発情報センター</p>	<p>同和問題をはじめとする人権問題に関する資料、情報の収集及び提供を行うい、並びに啓発活動を推進することにより、県民の人権意識を高め、差別のない社会の確立に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権啓発に関する啓発・情報提供</li> <li>2 人権啓発に関する指導・研修</li> <li>3 人権啓発に関する調査研究</li> <li>4 施設の管理及び運営の受託</li> <li>5 法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し負担金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県人権啓発情報センター出資金 200,000,000円 (うち21年度 0円)</p> <p>県派遣職員給与負担金 36,104,703円</p>
<p>財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター</p>	<p>暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図るための事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の71.7%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県暴力追放運動推進センター出資金 1,218,765,200円 (うち21年度 0円)</p> <p>福岡県暴力追放運動推進センター補助金 3,000,000円</p> <p>福岡県暴力追放運動推進センター「暴力団排除活動支援事業」補助金 10,111,728円</p>
<p>社団法人 福岡県バス協会</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業経営基盤の強化並びに利用者に対するサービスの改善を促進するための事業を実施している。</p>	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり交付金を交付している。</p> <p>運輸事業振興助成交付金 56,318,000円</p>
<p>社団法人 福岡県少年補導員連絡協議会</p>	<p>少年補導員その他の少年の非行防止又は健全育成のための活動を行う者（以下「少年補導員等」という。）の支援等を行うとともに、これらの者によ</p>	<p>県は、当協議会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>社団法人福岡県少年補導員連絡協議会の事業に関する補助金 22,653,273円</p>

	<p>り組織される団体の相互の連携を図り、もって少年の非行防止及び健全育成に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 少年補導員等に対する研修</li> <li>2 少年補導員等に対する表彰</li> <li>3 少年補導員等により組織された団体との連携に関する事業</li> <li>4 少年の非行防止及び健全育成に関する広報啓発</li> <li>5 少年の社会参加活動及びスポーツ活動の促進</li> <li>6 少年の非行防止及び健全育成に関する書籍等の出版</li> <li>7 少年の非行防止及び健全育成に関する調査研究</li> <li>8 その他本協議会の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	
福岡県産業デザイン協議会	<p>産業デザインの振興による福岡県経済の発展を目的として、産業界、行政等が緊密に連携し、企業の企画・開発力の向上とそれを支えるデザインナー等との交流の促進に係る事業の企画及び推進を行っている。</p>	<p>県は、当協議会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>福岡県産業デザイン協議会負担金 (産業デザイン協議会事業) 905,000円 福岡県産業デザイン協議会負担金 (デザイン活用推進事業) 27,496,000円 福岡県産業デザイン振興事業費補助金 5,117,000円</p>
福岡県米麦品質改善協会	<p>県産米・麦・大豆の声価高揚を図るとともに消費面の要請に応え、もって農家経済の向上に寄与することを目的として種子対策事業及び技術対策事業等を実施している。</p>	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>福岡県農業振興対策事業費補助金 25,696,000円</p>
財団法人 福岡県下水道公社	<p>県の委託を受けて、県が設置した流域下水道施設の管理運営を行うほか、下水道に関する知識の普及啓発、調査研究等の自主事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の50.0%を次のとおり出資している。</p> <p>福岡県下水道公社出資金 40,800,000円 (うち21年度 0円)</p>
社団法人 福岡県トラック協会	<p>貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業の改善向上と適正円滑な運営態様の確立に努め、業界の健全なる発展を推進するための事業を実施している。</p>	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり交付金を交付している。</p> <p>運輸事業振興助成交付金 748,608,000円</p>
全国農業協同組合連合会 福岡県本部	<p>福岡県内のJA（農業協同組合）等を会員とし、会員が協同して事業の振興を図り、もってその組合員の農業の生産能力を挙げ、経済状態を改善し、社会地位を高めるために寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会員の事業又は会員の組合員の事業、若しくは生活に必要な物資の供給、運搬、加工、貯蔵</li> </ol>	<p>県は、当県本部の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>農業振興対策事業（主要農作物対策）費補助金 12,000,000円 農業振興対策事業（農業生産総合対策）費補助金 1,000,000円 食の安全・安心確保交付金1,000,000円 畜産振興総合対策事業費補助金 741,478円</p>

	<p>2 会員の事業又は会員の組合員の事業、若しくは生活に必要な共同利用施設の設定</p> <p>3 会員若しくは会員の組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売</p> <p>4 会員の組合員の農業に関する技術及び経営の向上を図るための教育又は農村の生活及び文化の改善に関する施設</p>	<p>園芸農業等総合対策事業（強い園芸農業づくり）費補助金 12,657,000円</p> <p>園芸農業等総合対策事業（新鮮フライト便）費補助金 300,000円</p> <p>大豆被害緊急対策支援事業補助金 24,448,040円</p>
<p>社団法人 福岡市医師会</p>	<p>医道の昂揚、医学、医師の発達並びに公衆衛生の向上を図り、あわせて会員の福祉を増進することを目的として、医療の普及・充実、地域保健の確立・整備、医学の振興等の事業を実施している。</p>	<p>県は、当医師会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。看護師等養成所運営費補助金 59,371,000円</p>
<p>社団法人 ふくおか園芸農業振興協会</p>	<p>福岡県の園芸農業の振興並びに農家の経営の安定に資することを目的として野菜、果実、い製品等の園芸農産物の計画的な生産・出荷の推進、経営安定対策、需要拡大等の事業を実施している。</p>	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>福岡県園芸農業等生産出荷安定対策事業（果実等生産出荷安定対策事業）費補助金 2,927,281円</p> <p>福岡県園芸農業等生産出荷安定対策事業（指定野菜生産出荷安定資金造成事業）費補助金 38,680,500円</p> <p>福岡県園芸農業等生産出荷安定対策事業（特定野菜等供給産地育成価格差補給事業）費補助金 22,858,006円</p> <p>福岡県園芸農業等生産出荷安定対策事業（野菜生産出荷安定事業）費補助金 39,688,447円</p> <p>福岡県園芸農業等総合対策事業（青果物生産安定事業）費補助金 6,150,000円</p>
<p>財団法人 福岡県中小企業振興センター</p>	<p>中小企業支援育成機関相互の連携を図り、県内中小企業振興の拠点として、その機能の発揮に努めるとともに、中小企業の経営資源の強化、活性化を支援することにより、経営の健全化を促進し、もって中小企業の振興に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 福岡県中小企業振興センター及びその他所有建物の管理運営に関する事業</li> <li>2 中小企業団体相互の連携協調に関する事業</li> <li>3 起業化支援に関する事業</li> <li>4 人材育成に関する事業</li> <li>5 販路開拓支援に関する事業</li> <li>6 交流促進に関する事業</li> <li>7 設備支援に関する事業</li> <li>8 下請取引に関する事業</li> <li>9 情報化に関する事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の85.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県中小企業振興センター出資金 2,122,711,020円 （うち21年度 0円）</p> <p>福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金 130,907,000円</p> <p>福岡県中小企業総合支援事業費補助金 147,783,000円</p> <p>福岡県中心市街地商業活性化推進事業費補助金 1,514,793円</p> <p>小規模企業者等設備導入資金支援対策費補助金 18,310,000円</p> <p>小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金 27,331,000円</p> <p>福岡県工業技術振興対策事業費補助金 18,618,000円</p> <p>福岡県中心市街地商業活性化基金貸付金</p>

	<p>10 創業・経営支援に関する事業</p> <p>11 その他この法人の目的を達するために必要な事業</p>	<p>500,000,000円 (うち21年度 0円)</p> <p>小規模企業者等設備導入(設備貸与)資金貸付金 2,404,319,000円 (うち21年度 286,365,000円)</p> <p>小規模企業者等設備導入(設備資金貸付)資金貸付金 2,642,713,600円 (うち21年度 353,870,000円)</p> <p>高度化資金貸付金 551,775,000円 (うち21年度 0円)</p>
<p>財団法人 北九州勤労青少年福祉社</p>	<p>勤労者に対し教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の便宜を提供し、労働福祉の推進を図ることを目的として、県の指定管理者の指定を受けて県立北九州勤労青少年文化センターの管理運営を行うほか、各種教養講座及びスポーツ教室の自主事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の49.0%を出資するとともに、当財団を県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者としている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>北九州勤労青少年福祉社出資金 4,900,000円 (うち21年度 0円)</p> <p>福岡県立北九州勤労青少年文化センター管理運営料 118,762,000円</p>
<p>公益財団法人 水素エネルギー製品研究 試験センター</p>	<p>水素エネルギーの開発促進、水素エネルギー新産業の育成、集積による福岡県の産業の活性化と県民生活の質的向上を目的とし、水素エネルギー関連製品の製品試験及び研究開発等に関する事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>水素エネルギー製品研究試験センター出資金 150,000,000円 (うち21年度 0円)</p> <p>水素エネルギー製品研究試験センター運営事業費補助金 607,165,024円</p> <p>水素エネルギー製品研究試験センター運営事業費補助金(設備強化費) 115,496,976円</p> <p>水素エネルギー製品研究試験センター建設用地購入資金貸付金 112,000,000円</p>
<p>みやこ町商工会</p>	<p>地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業に関する調査研究</li> <li>2 商工業に関する情報、資料の収集及び提供</li> <li>3 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと等</li> </ol>	<p>県は、当商工会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 49,044,927円</p> <p>福岡県地域商品券による商店街活性化支援事業費交付金 4,312,000円</p>
<p>福岡町商工会</p>	<p>地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業に関する調査研究</li> <li>2 商工業に関する情報、資料の収集及び提供</li> <li>3 商工業に関して、相談に応じ指導</li> </ol>	<p>県は、当商工会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 (旧福岡町商工会交付額) 43,854,808円</p> <p>(旧方城町商工会交付額) 17,949,410円</p>

朝倉市商工会	地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 商工業に関する調査研究 2 商工業に関する情報、資料の収集及び提供 3 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと等	県は、当商工会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 45,698,077円
にしてつグループ公園管理団体	福岡県営西公園・福岡県営大濠公園の指定管理者として同施設の管理を行っている。	福岡県営西公園・福岡県営大濠公園管理運営料 153,507,653円 (施設の利用料金収入 33,887,750円)
財団法人 特定鉱害復旧事業センター	県内に発生する特定鉱害（石炭鉱業又は亜炭鉱業による地表から深さ五十メートル以内の採掘跡又は坑道の崩壊に起因する鉱害）のうち、無資力賠償義務者が賠償責任を負うこととなる鉱害の効用回復を図り、もって県民生活の安定に寄与することを目的として次の事業を実施している。 1 特定鉱害復旧事業 2 鉱害が生じている地域の整備に係る事業	県は、基本金の28.9%を次のとおり出資している。 特定鉱害復旧事業センター出捐金 9,945,952,000円 (うち21年度 0円)
財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団	産学官の共同研究による創造的研究開発を推進する等により科学技術の振興を図り、福岡県の産業構造の高度化や新たな産業の育成に貢献し、もって福岡県の産業の活性化と県民生活の質的向上に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 産学官の共同研究による創造的研究開発支援事業 2 科学技術に関する研究交流事業 3 国際的科学技術交流推進事業 4 創造的中小企業の育成支援事業 5 システムLSI総合開発に関する施設の管理運営	県は、基本金の89.8%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県産業・科学技術振興財団出資金 2,300,000,000円 (うち21年度 0円) 創造的中小企業創出支援事業に要する投資原資資金貸付金 9,600,000円 (うち21年度 0円) 地域ベンチャーファンド出資金貸付金 297,021,540円 (うち21年度 0円) 福岡県産業・科学技術振興財団運営事業費補助金（財団運営管理事業等） 257,418,000円 福岡県産業・科学技術振興財団運営事業費補助金（先端システムLSI設計開発拠点化事業） 238,526,000円 福岡県産業・科学技術振興財団運営事業費補助金（システムLSI設計試作センター機能強化事業） 138,899,250円 福岡県産業・科学技術振興財団運営事業費補助金（創造的中小企業創出支援事業） 3,481,000円 福岡県産業・科学技術振興財団運営事業

		費補助金（ベンチャー育成支援事業） 67,167,000円 福岡県産業・科学技術振興財団運営事業 費補助金（マッチングコネクト事 業） 7,487,000円
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------

## 第2 監査の結果

各監査対象団体における財政的援助等にかかる出納その他の事務は、調査した範囲において適正に執行されていると認められた。

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第58号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴う風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準に関する規程（処分基準）の一部改正（案）について、平成22年12月27日から平成23年1月25日までの間、意見公募手続を実施したが、意見は提出されなかったため、行手条例第41条第1項の規定に基づき告示する。

平成23年3月9日

福岡県公安委員会

#### 1 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活環境課に備え置く。

### 福岡県公安委員会告示第59号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続をしないで、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業の許可等に係る審査基準の改定を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成23年3月9日

福岡県公安委員会

#### 1 意見を募集しなかった理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴い審査基準の改定を行ったものであるが、その内容は、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であり、行手条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

#### 2 審査基準改定の日

平成23年2月24日

### 3 概要等

概要、関連資料等については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活環境課に備え置く。

## 収用委員会

### 福岡県収用委員会告示第14号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成23年3月30日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成23年3月9日

福岡県収用委員会

#### 1 事件名

平成22年度福収権第8号事件及び平成22年度福収明第8号事件

#### 2 事業名

大浜地区住宅地区改良事業

#### 3 通知を受けるべき者

福岡市博多区大博町無番地（421番地先）所在の木造カラー鉄板葺2階建専用住宅の建物所有者

#### 4 通知すべき書類

平成23年3月9日付け22福収第13号 - 2「審理の開催について」